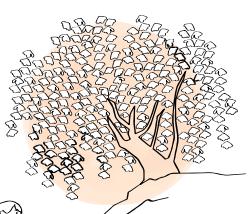
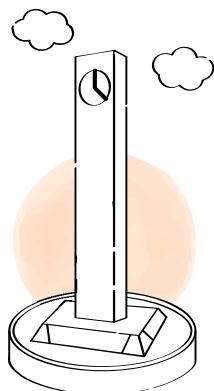
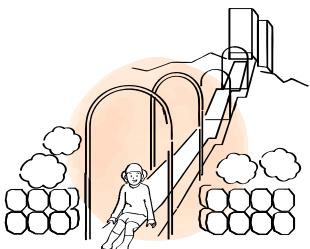
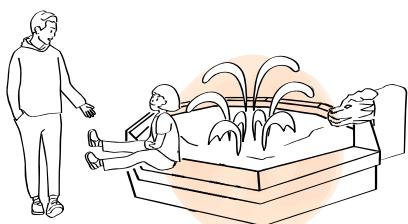
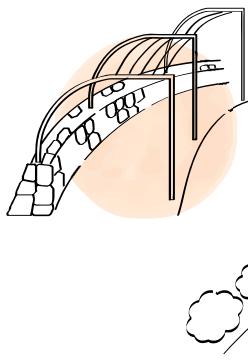
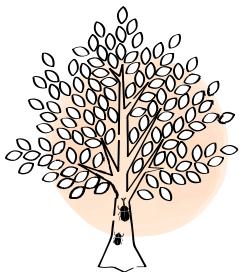


多摩市パークマネジメント計画



令和6年3月

多摩市



目 次

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1 章 公園・緑地の取り巻く動向 | 1 |
| 1-1. 公園・緑地を取り巻く社会情勢の変化 | 2 |
| 1-2. 多摩市における主な関連施策や取組み | 3 |
| 2 章 パークマネジメント計画の方向性 | 4 |
| 2-1. 公園・緑地を取り巻くこれまでの主な動き | 5 |
| 2-2. 多摩市の現状 | 9 |
| 2-3. 多摩市の公園の現状 | 14 |
| 2-4. 利用者ニーズの把握 | 30 |
| 2-5. 公園の管理運営に係る課題 | 40 |
| 3 章 パークマネジメント計画の概要 | 43 |
| 3-1. パークマネジメント計画とは | 44 |
| 4 章 計画の理念 | 47 |
| 5 章 パークマネジメント計画の基本方針及び具体的な施策 | 49 |
| 5-1. 基本方針 | 50 |
| 5-2. 施策 1：緑の適正な維持管理 | 51 |
| 5-3. 施策 2：公園ストックの効果の向上 | 63 |
| 5-4. 施策 3：計画的な施設の補修・改修 | 84 |
| 5-5. 施策 4：公園の利活用の促進 | 88 |
| 5-6. 施策 5：持続可能な公園管理運営 | 94 |
| 6 章 計画の推進 | 97 |
| 7-1. 計画の推進 | 98 |
| 7-2. 今後の展開 | 98 |
| 7 章 用語の説明 | 99 |
| 8 章 参考資料 | 103 |
| 8-1. モデル区域について | 104 |

本文中の「*」は、7章に用語の説明を掲載しています
(最初の用語のみ引用)

1章

公園・緑地の取り巻く動向

1-1. 公園・緑地を取り巻く社会情勢の変化

近年の公園・緑地を取り巻く環境は、少子化・高齢化・人口減少の進行、ニューノーマル*社会の進展、ICT化*・デジタル化の進行、地球温暖化の深刻化、気候変動に伴う災害の激甚化・頻繁化など、急速に大きく変化しています。

このような動向を踏まえ、公園には、安全・安心で快適な、緑豊かな美しい環境の形成を目指すだけでなく、時代の変化や人々の価値観の多様化に伴う新たな課題への対応と、積極的な施策展開やストック効果*の最大化が求められています。また、こうした市民ニーズへの対応の具体例として、公民連携のもとで都市公園*の整備・管理・運営や緑地の保全・緑化の推進を進め、多様な機能を発揮させるなどにより、各都市や地域が抱える環境・経済等の課題に応える動きも活発になっています。

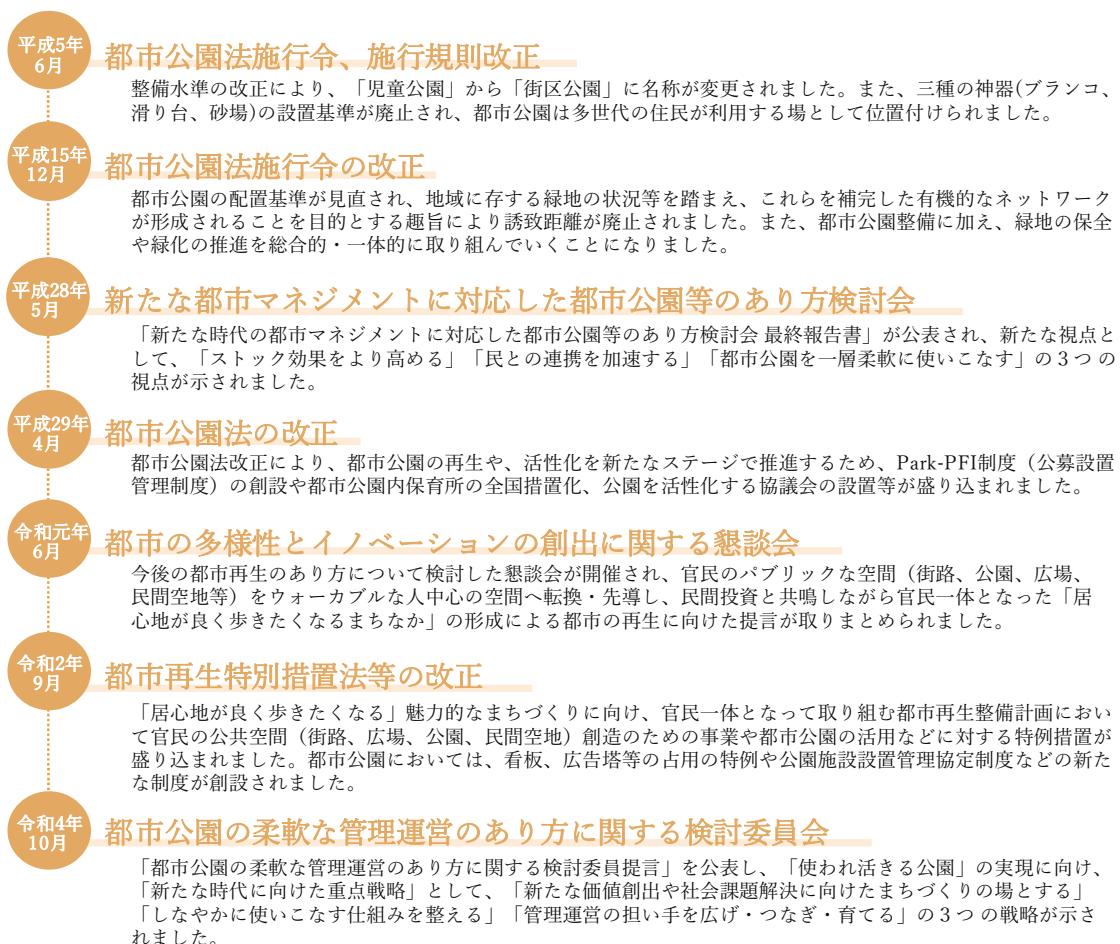


図 1-1 公園・緑地を取り巻く動向

1-2. 多摩市における主な関連施策や取組み

多摩市は、環境問題や、地域・市民のために公園・緑地の役割を最大限引き出すことを重視した、様々な関連施策があります。

●第六次多摩市総合計画（令和5（2023）年度策定）

第六次多摩市総合計画では、多摩市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、市民と行政の共通の目標として、総合的・計画的にまちづくりを進めるうえでの根幹となる計画です。分野横断的に取り組むべき重点のテーマのひとつとして「環境との共生」を掲げています。

＜関連施策＞

政策F 地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和したまちの実現

施策2 自然環境・都市環境の保全と創出

施策4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

●第3次多摩市みどりと環境基本計画（令和5（2023）年度策定）

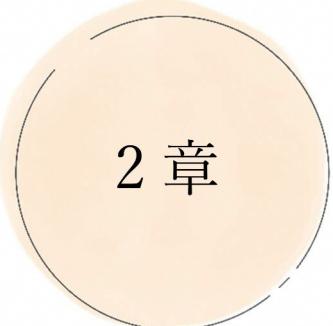
第3次多摩市みどりと環境基本計画は、現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境の確保に向けて、環境の保全、回復及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本理念及び目標、施策の方向、配慮指針を示している計画です。

＜関連取組み＞

| 取組方針 | 取組項目 | 包含する計画 |
|-------------|--|-----------------------------|
| B：みどりの保全・確保 | B1：安全安心とみどりの保全との調和 B2：公共の緑地・みどりの適正な維持管理・更新 B3：持続可能なみどりの管理運営手法の検討・構築<新規> B4：民有地のみどりの保全 B5：生産緑地地区の保全・活用 | 多摩市みどりの基本計画 多摩市生物多様性地域戦略 |
| C：みどりの利活用 | C1：公園のストック効果の向上<新規> C2：多様な担い手の拡充・拠点体制づくりの強化<新規> C3：公園の利活用の推進<新規> C4：身近な緑化の推進<新規> C5：周辺自治体との広域連携でのみどりの保全・活用の推進 C6：みどりのリサイクルの推進 | |

●多摩市版 PPP/PFI ガイドライン（令和元（2019）年5月改定）

公共施設の再編等にあたり、民間の資金やノウハウを活用するためにPFI手法導入に関する手続きや考え方を整理した「多摩市版PFIガイドライン」を平成27（2015）年3月に策定しています。令和元（2019）年5月に、国からの要請による優先的検討規程や民間提案制度の見直し等を行い、民間事業者からの積極的な提案の推進等、より公民連携の取り組みを進めることを目的とした改定を行っています。



2章

パークマネジメント計画の方向性

2-1. 公園・緑地を取り巻くこれまでの主な動き

2-1-1. 都市公園とは

都市公園とは、都市公園法に基づき、市町村や都道府県、国が設置する公共施設です。都市公園の設置目的は、都市における緑とオープンスペースの果たす多様な機能に着目し、都市公園の整備と管理・運営、緑の保全、緑化の推進等の公園・緑地政策を総合的に進め、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を通じて、豊かな国民生活の実現に資することにあります。そのため、都市計画はもとより、環境、防災、福祉、観光等の行政領域とも緊密な連携が求められるなど非常に幅広い領域分野における課題と密接に関わっています。

また、都市公園は多様な機能を複合的に内包し、時代のニーズにより、次々と新たな機能が顕在化すると言われています。今日、新たな時代における都市公園の意義・役割は、地域の課題や公園の特性に応じ、その多機能性のポテンシャルを十分に発揮することです。具体的には「持続可能でレジリエント*なまち」「ゆとりある時間を過ごせるまち」「多様な暮らし方・働き方を実現できるまち」「デジタル技術を活用して新たな価値創出を目指すまち」「社会課題の解決に挑む人々がつながるまち」「健康で幸福に暮らせるまち」といった新たな時代のまちづくりに貢献する、以下の役割を果たすことが期待されています。

＜新たな時代における都市公園の意義・役割＞

- ・心豊かな生活を支えるサードプレイス
- ・人と人とのリアルな交流、イノベーションを生み出す場
- ・機動的なまちづくりの核
- ・社会課題解決に向けた活動実践の場
- ・持続可能な都市を支えるグリーンインフラ*

図 2-1 新たな時代における都市公園の意義・役割¹

¹ 「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討提言（概要）国土交通省 令和4年10月」より作成

2-1-2. 都市公園の役割

都市の公園・緑地は、都市の良好な環境の形成や、生物の生息及び生育場所の確保、防災や減災への貢献等、公園の存在によって生まれる多様な効果や機能があります。今後の公園・緑地については個々の公園施設*が発揮しうる機能（公園が持つ多面的機能）をより有効発揮できるよう、適切な公園の配置、整備及び維持管理等を行い、様々な役割を担っていくことが期待されています。

＜都市公園のストック効果分類＞

- ①**防災性向上効果**
災害発生時の避難地や防災拠点等となることによって都市の安全性を向上させる効果
- ②**環境維持・改善効果**
生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす効果
- ③**健康・レクリエーション空間提供効果**
健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進などをもたらす効果
- ④**景観形成効果**
季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みの形成効果
- ⑤**文化伝承効果**
地域の文化を伝承、発信する効果
- ⑥**子育て、教育効果**
子どもの健全な育成の場を提供する効果
- ⑦**コミュニティ形成効果**
地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参画の場を提供する効果
- ⑧**観光振興効果**
観光客の誘致などにより地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果
- ⑨**経済活性化効果**
企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果

図 2-2 都市公園のストック効果分類²

² 「都市公園のストック効果向上に向けた手引き 国土交通省都市局公園緑地・景観課平成28年5月」より作成

2-1-3. 都市公園の種別

都市公園は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に基づいて、住民の利用に供する身近なものから、広域的な利用に供するものまで、様々な機能、目的、規模、利用対象等により区分されます。

表 2-1 都市公園の種別³

| 種類 | 種別 | 内容 |
|--------|------------|---|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 |
| | 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区 [※] 当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。 |
| | 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。 |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。 |
| | 運動公園 | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。 |
| 大規模公園 | 広域公園 | 主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。 |
| | レクリエーション都市 | 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。 |
| 国営公園 | | 主として一つの都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。 |
| 緩衝緑地等 | 特殊公園 | 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則り配置する。 |
| | 緩衝緑地 | 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。 |
| | 都市緑地 | 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。 (都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む) |
| | 緑道 | 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。 |

※近隣住区=幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

³ 「国土交通省 都市公園の種類」より作成

2-1-4. 都市公園の施設

都市公園には、その活用を全うするために設けられる施設（以下「公園施設」という。）が都市公園法（昭和31年法律第290号）第5条により定められています。

表 2-2 都市公園施設の種類⁴

| 種類 | 内容 |
|-------|---|
| 園路広場※ | 園路や広場の舗装、縁石等 |
| 修景施設 | 植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石等 |
| 休養施設 | 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場等 |
| 遊戯施設 | ブランコ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚つり場、メリーゴーランド、遊戯用電車、野外ダンス場等 |
| 運動施設 | 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設等、その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物 |
| 教養施設 | 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑、古墳、城跡等 |
| 便益施設 | 飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲み場、手洗場等 |
| 管理施設 | 門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用施設を含む）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設等 |
| その他 | 展望台、集会所、備蓄倉庫等 |

※園路広場：「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】 平成30年10月
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課」より

■都市公園施設の例

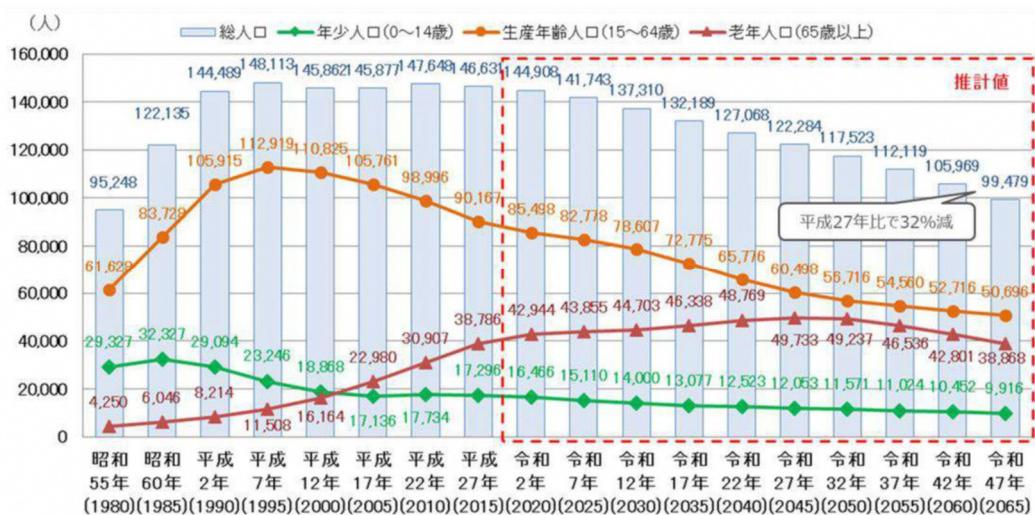
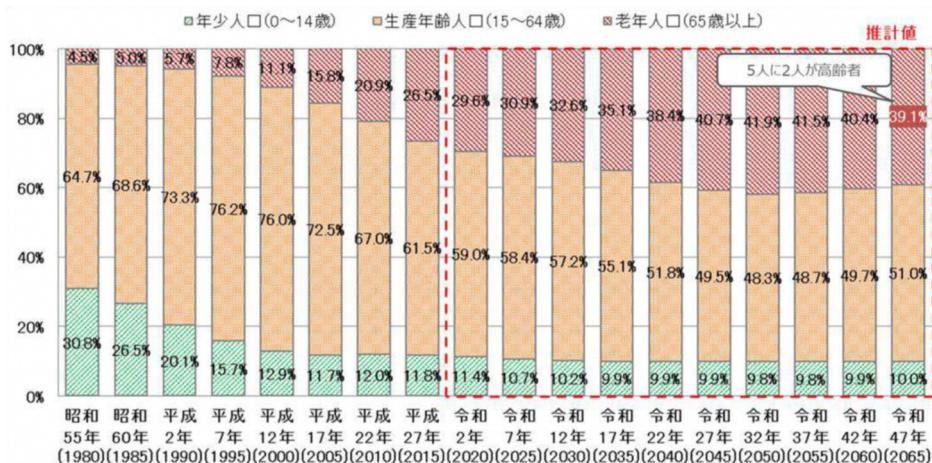


⁴ 「都市公園法及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条」より作成

2-2. 多摩市の現状

2-2-1. 少子化・高齢化と人口減少

多摩市における人口の推移は、昭和35(1960)年には1万人に満たなかった総人口でしたが、多摩ニュータウン開発に伴い、平成2(1990)年までの30年間に約15倍の14万人台まで急速に増加しています。以降はほぼ横ばいで、平成27(2015)年では146,631人となっています。生産年齢人口(15歳~64歳)は平成7(1995)年をピークに減少傾向であることや、老人人口(65歳以上)は近年増加傾向であり、平成17(2005)年には年少人口(0~14歳)を上回り高齢化が進行していることが現状として挙げられます。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計及び内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の推計によると、多摩市も将来的には人口が大幅に減少し、老人人口の急速な進行や、年少人口及び生産年齢人口の構成比は低下する見通しとなっています。

図 2-3 多摩市における人口の将来推計⁵図 2-4 多摩市における年齢3区分別人口割合の将来推計⁶

⁵ 「多摩市 第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

⁶ 同上

2-2-2. 環境問題などへの関心の高まり

多摩市は、「環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保すること」を目的とした、「第3次多摩みどりと環境基本計画」を策定し、市民サービスの向上や環境問題等の解決に向けて様々な施策を行っています。

また、多摩市が令和4（2022）年に実施した、「多摩市の環境に関するアンケート（無作為抽出により選定された市民を対象）」結果より、「関心のある環境問題について」の問い合わせでは、どの項目も約9割以上が”関心ある”又は”やや関心がある”と回答されており、市民の環境問題への関心が高いことが確認できました。さらに、「周辺の環境に対する評価などについて」の問い合わせでは、公園に関する緑の豊かさや、公園・遊び場等、約9割が”良い”又は”どちらかと言えば良い”と回答していることから、多摩市の公園・緑地の環境に対する評価は高く、これまで以上に公園は都市化に対応した適切な環境保全が求められていると考えています。

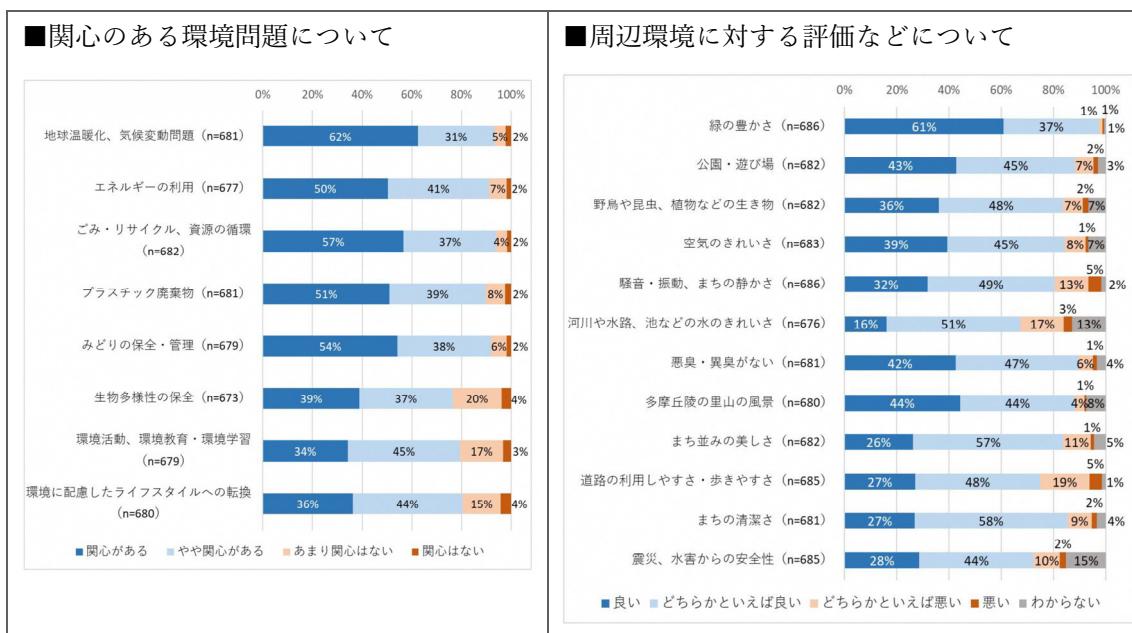


図 2-5 多摩市における環境に関するアンケート結果（令和4（2022）年実施）⁷

⁷ 「多摩市 市民意識アンケート調査結果報告書」より抜粋

2-2-3. 都市基盤の整備と老朽化の進行

多摩ニュータウン開発（昭和38（1963）年～）とともに多くの都市基盤を整備してきた多摩市では、現在、都市基盤の老朽化進行が顕在化しています。減価償却率の推移から、大規模改修などを反映しなかった場合、概ね50年後には、施設の80%程度は老朽化する試算結果となっています（減価償却率は100%に近いほど施設の老朽化が進んでいることを意味しています）。今後大規模な更新や修繕が想定されるため、安全に使い続けるには計画的な管理が課題となってきています。

多摩市では、都市基盤全体の状況を把握し、長期的な視点で、施設更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に実施する「多摩市公共施設等総合管理計画（令和4（2022）年3月改訂）」や個別計画を策定し計画的に施設更新・長寿命化等を進めているところです。

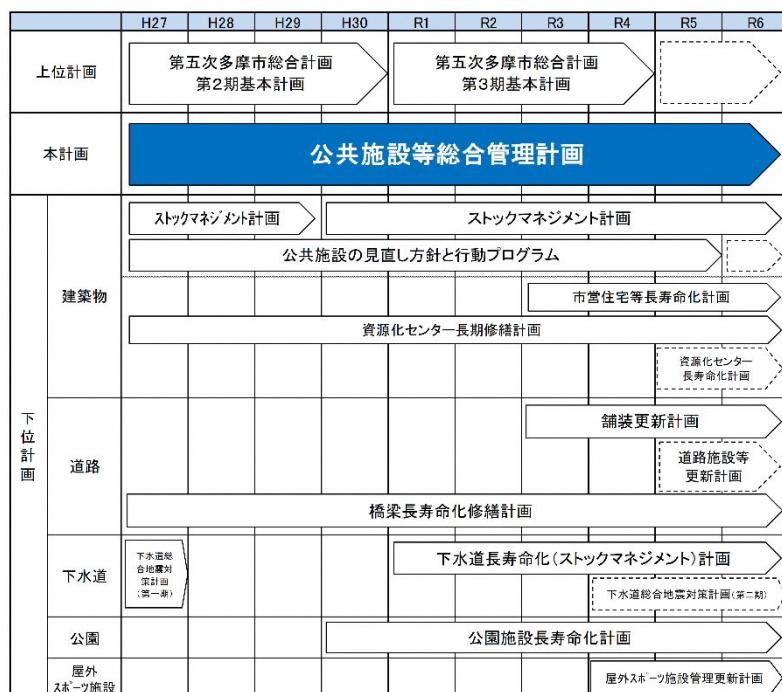


図 2-6 多摩市における都市基盤の管理計画状況⁸

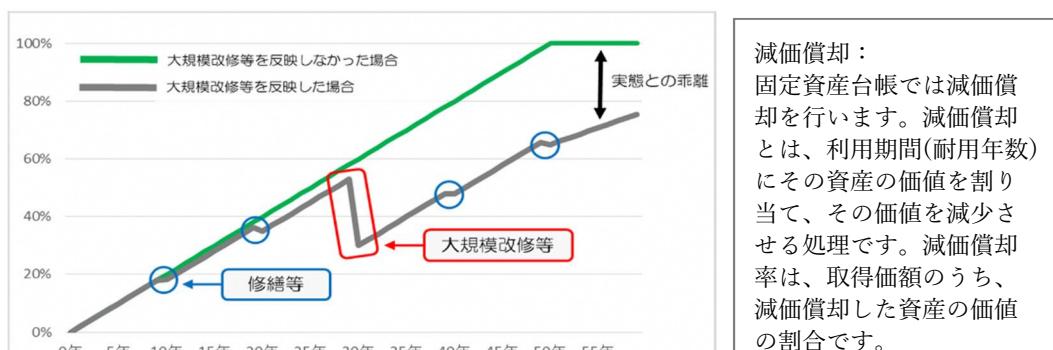


図 2-7 減価償却率のシミュレーション⁹

⁸ 「多摩市公共施設等総合管理計画 令和4（2022）年3月改訂」より抜粋

⁹ 同上

2-2-4. 財政面及び人員面の制約

財政面では、ここ数年はほぼ横ばいの状況であり、全国の地方公共団体と同様に厳しい財政状況が続く中、今後、公共施設などの大多数が更新の時期を迎える、莫大な費用がかかる見込みです。将来的には、生産年齢人口の減少や高齢化の進行により、歳入では市税収入の落ち込み、歳出では扶助費の大幅な増加が見込まれることから、公園を含む公共施設などの維持や更新、新設等に必要な維持管理費や普通建設事業費に十分な財源を割り当てることが困難になることが想定されます。また、人口の減少や少子化・高齢化の進行、物価の高騰等により、公共施設などに対する将来的な需要は変化すると考えています。

また、多摩市の職員数については、生産年齢人口の減少、少子化・高齢化等、様々な社会状況の変化に伴う影響により、今までのようない一定の人財を確保出来ていた時代から、必要な人財を確保出来ない時代になりつつあります。

以上のように、今後財政面や人員面の制約が厳しくなる中で、公園を含めた都市基盤の維持や更新、新設を行わなければいけない状況であることから、上記を見越した計画的な管理が必要です。

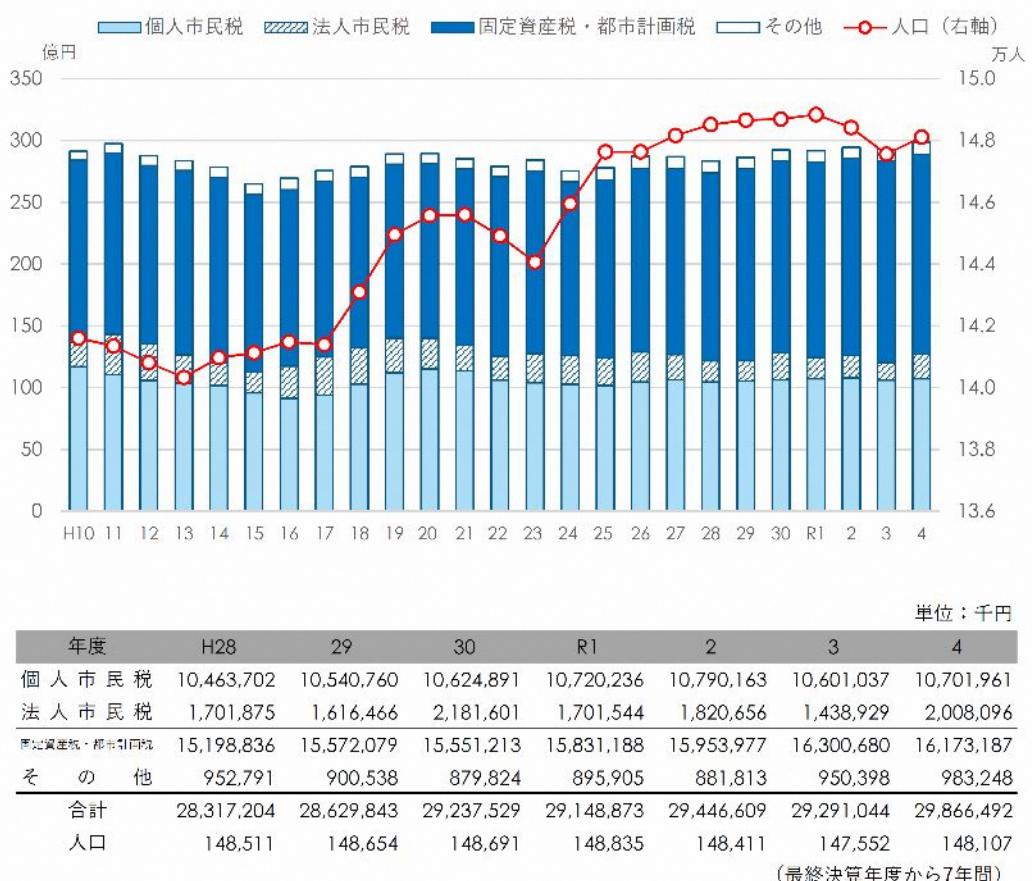
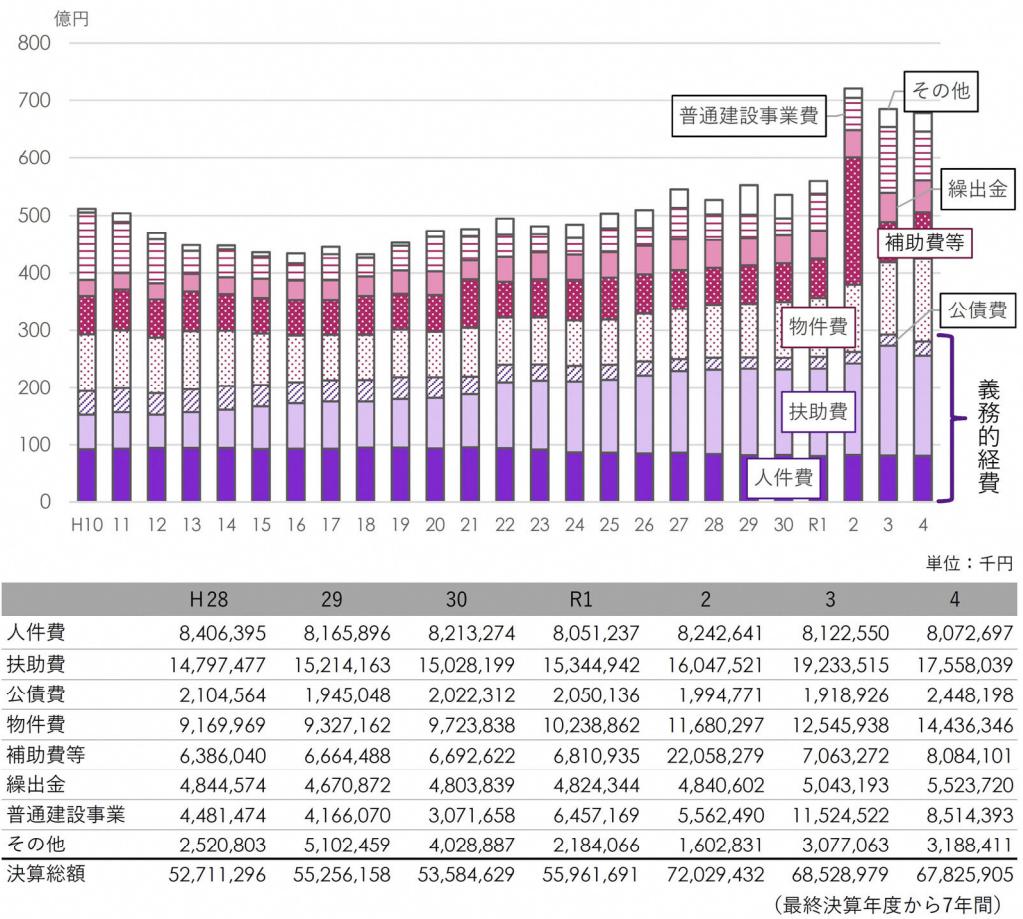


図 2-8 多摩市の市税の推移 (歳入)¹⁰

¹⁰ 「多摩市の財政状況 決算の概要 令和4年度」より抜粋

図 2-9 多摩市の市税の推移（歳出）¹¹¹¹ 「多摩市の財政状況 決算の概要 令和4年度」より抜粋

2-3. 多摩市の公園の現状

2-3-1. 公園の設置状況

(1) 公園の整備状況

多摩市の公園整備状況は、1970年代から1980年代に開設された公園が多い状況です。これは「多摩市ニュータウン開発(昭和38(1963)年～)」や「多摩ニュータウン整備事務所設置(昭和45(1970)年)」「多摩市ニュータウンの最初の入居(諏訪・永山地区)(昭和46(1971)年)」¹²に合わせ、本格的に整備されてきたことによるものです。

令和5(2023)年4月時点の公園・緑地の面積は2,013,522.73m²(201.35ha)です。市民一人当たりの市立公園・緑地面積は13.60m²/人で、多摩市の公園設置基準(13.0m²/人)を満たしており¹³、都内の市町村では1位となっています。

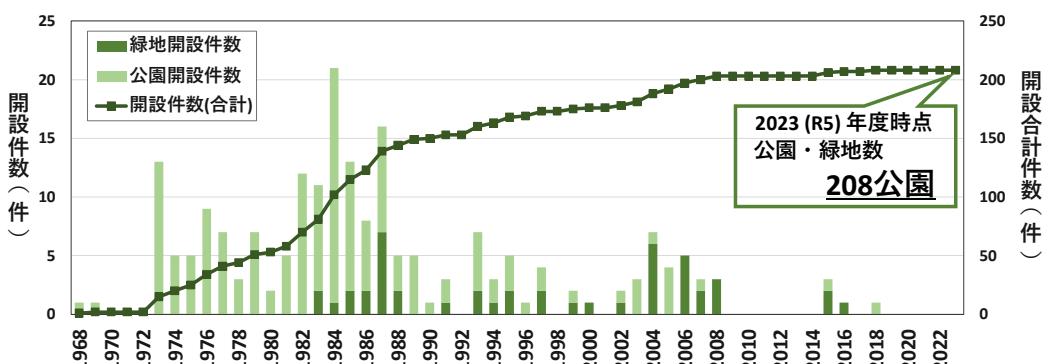


図2-10 公園開設時期と公園・緑地数の関係

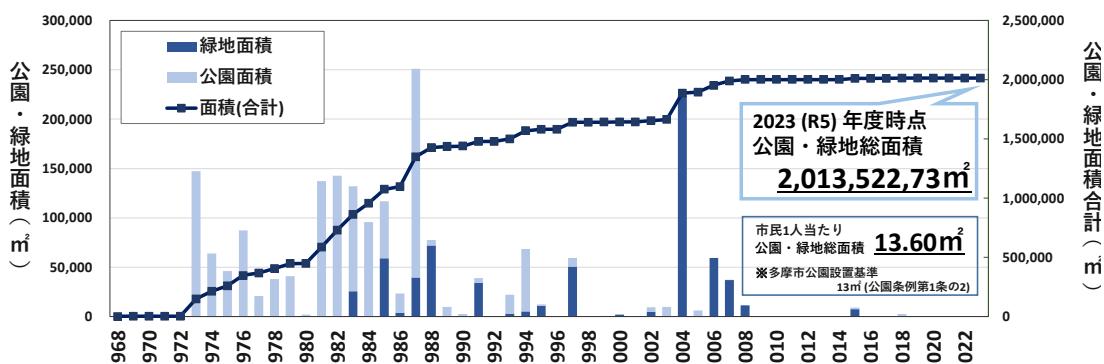


図2-11 公園開設時期と公園・緑地面積の関係

¹² 多摩市HP 多摩市の歴史(多摩ニュータウン開発から)

¹³ 多摩市立公園条例第1条の2(公園の設置基準)

(2) 公園の配置状況

多摩市の公園の配置状況は、各公園からの誘致距離*で囲んだ場合、ほぼ市内全域がいずれかの公園の誘致距離内に入っています。適正に配置されています。

<参考>公園の誘致距離について

各公園の誘致距離の設定は「公園の配置の考え方（標準的な誘致距離）¹⁴」を参考として以下のように設定しました。

表 2-3 公園種別ごとの誘致距離

| 種別 | 配置の考え方 |
|-------|--|
| 総合公園* | 標準的な考え方ではないため、以下を基本とする。 誘致距離 1,000m を標準とする（※1）。 |
| 地区公園* | 誘致距離 1,000m を標準とする。 |
| 近隣公園* | 誘致距離 500m を標準とする。 |
| 街区公園* | 誘致距離 250m を標準とする。 |
| 都市緑地* | 標準的な考え方ではないため、以下を基本とする。 誘致距離 250m を標準とする（※2）。 |

<配置の考え方>

※1：総合公園 誘致距離

総合公園は「原則として、一つの市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に設置する」¹⁵と都市計画運用指針に示されていますが、本計画では、総合公園についても徒歩で利用する人の誘致圏を目視で示すこととしたいため、地区公園と同様に誘致距離 1,000m を標準とし設定します。

※2：都市緑地 誘致距離

都市緑地は「主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市の景観の向上を図るために設けられている緑地である」¹⁶と都市緑地運用指針には示されているが、多摩市の都市緑地については、遊具や便所等を保有している、市民の生活動線となっている都市緑地が多く、緑地を利用する人も多いことが考えられます。このことから、本計画では都市緑地についても街区公園の考え方と同様に、誘致距離 250m を標準とし設定します。

¹⁴ 「都市計画運用指針 第11版 令和3(2021)年11月 一部改訂」より作成

¹⁵ 「都市緑地運用指針 令和5(2023)年4月 改正」より抜粋

¹⁶ 同上

■誘致距離の設定方法

表 2-4 誘致距離の設定方法

| 項目 | 誘致距離設定方法 |
|------------|--|
| 公園・緑地の誘致距離 | 公園の外縁から誘致距離を設定 |
| 施設の誘致距離 | 公園の中心から誘致距離を設定 ただし、大規模な緑地・緑道に関しては実際に施設が配置される位置を中心として誘致距離を設定 |

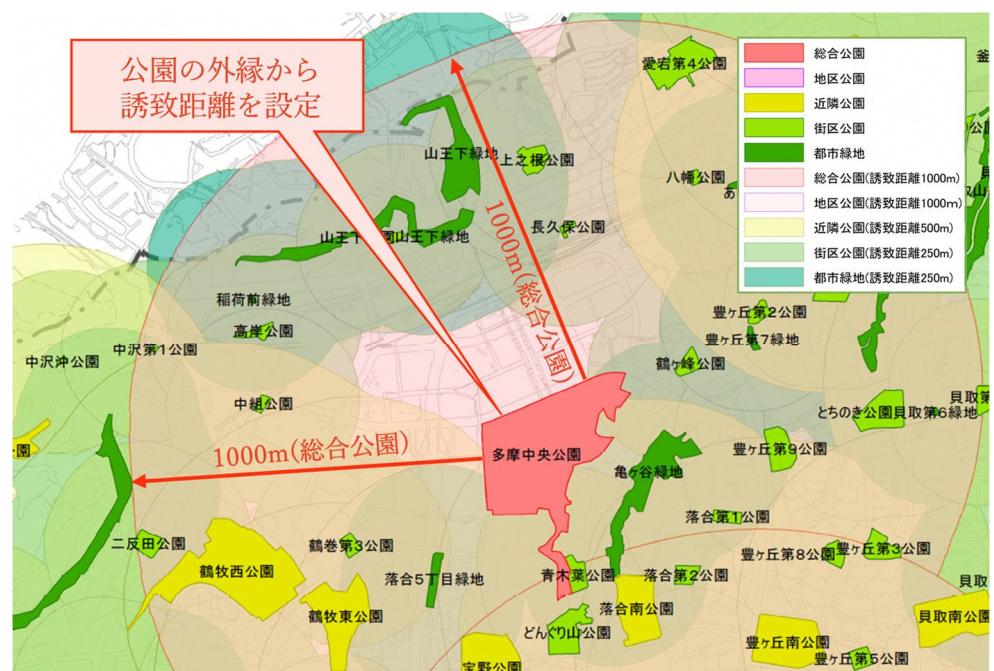


図 2-12 誘致距離設定のイメージ図

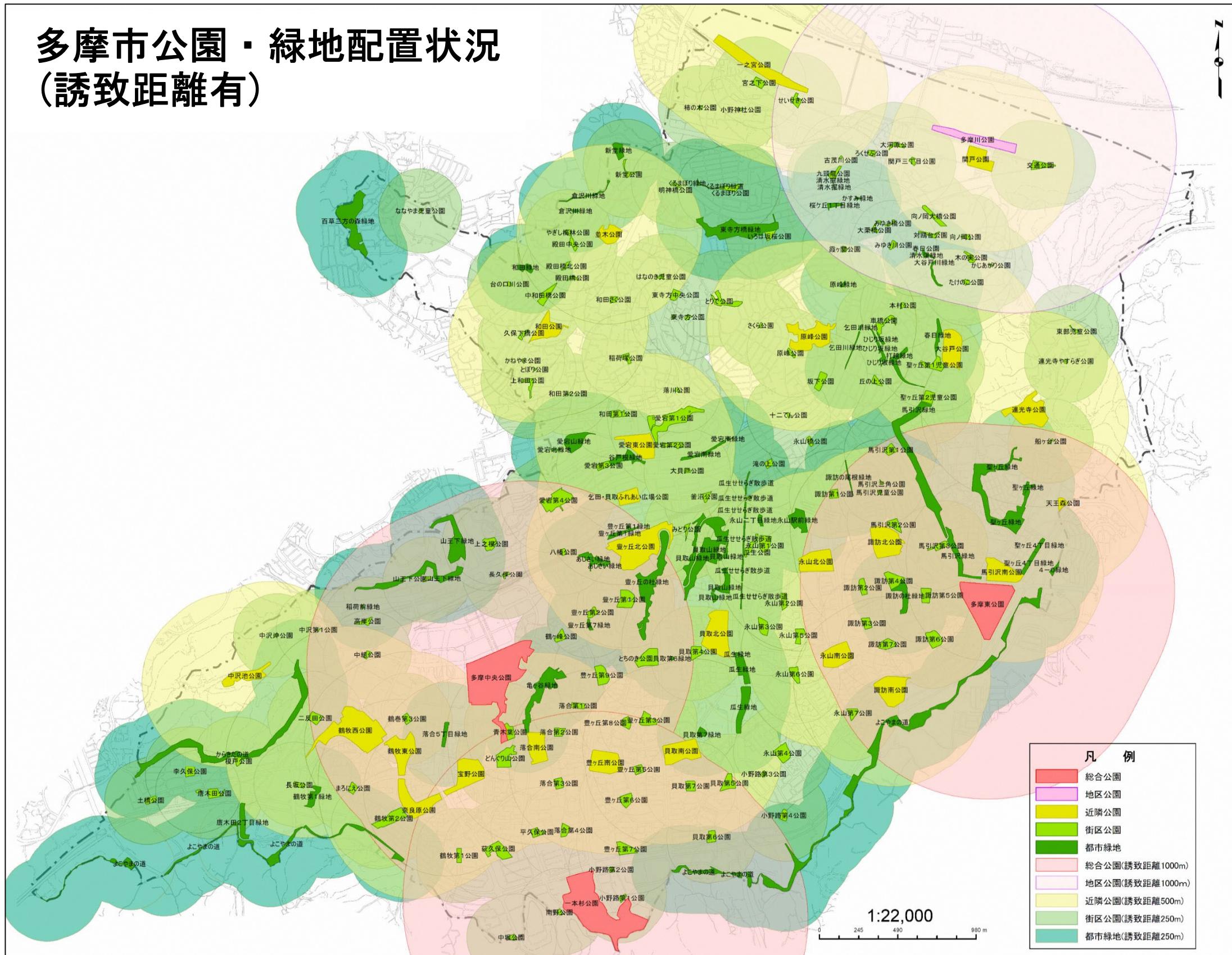


図 2-13 多摩市公園・緑地配置状況(誘致距離有)

(3) 各公園の設置年数

令和5（2023）年度時点での公園の経過年数を図2-14に示します。多摩市では、開設から30年以上経過した公園が約8割を占めており、10年後には約9割を占める見込みです。

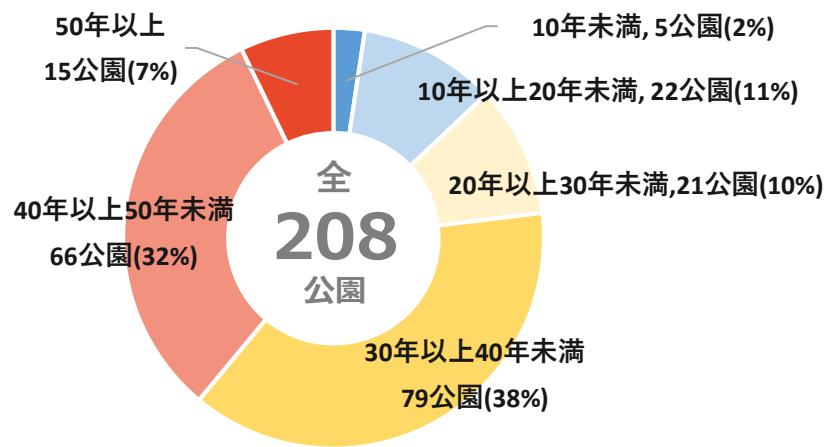


図 2-14 公園の経過年数

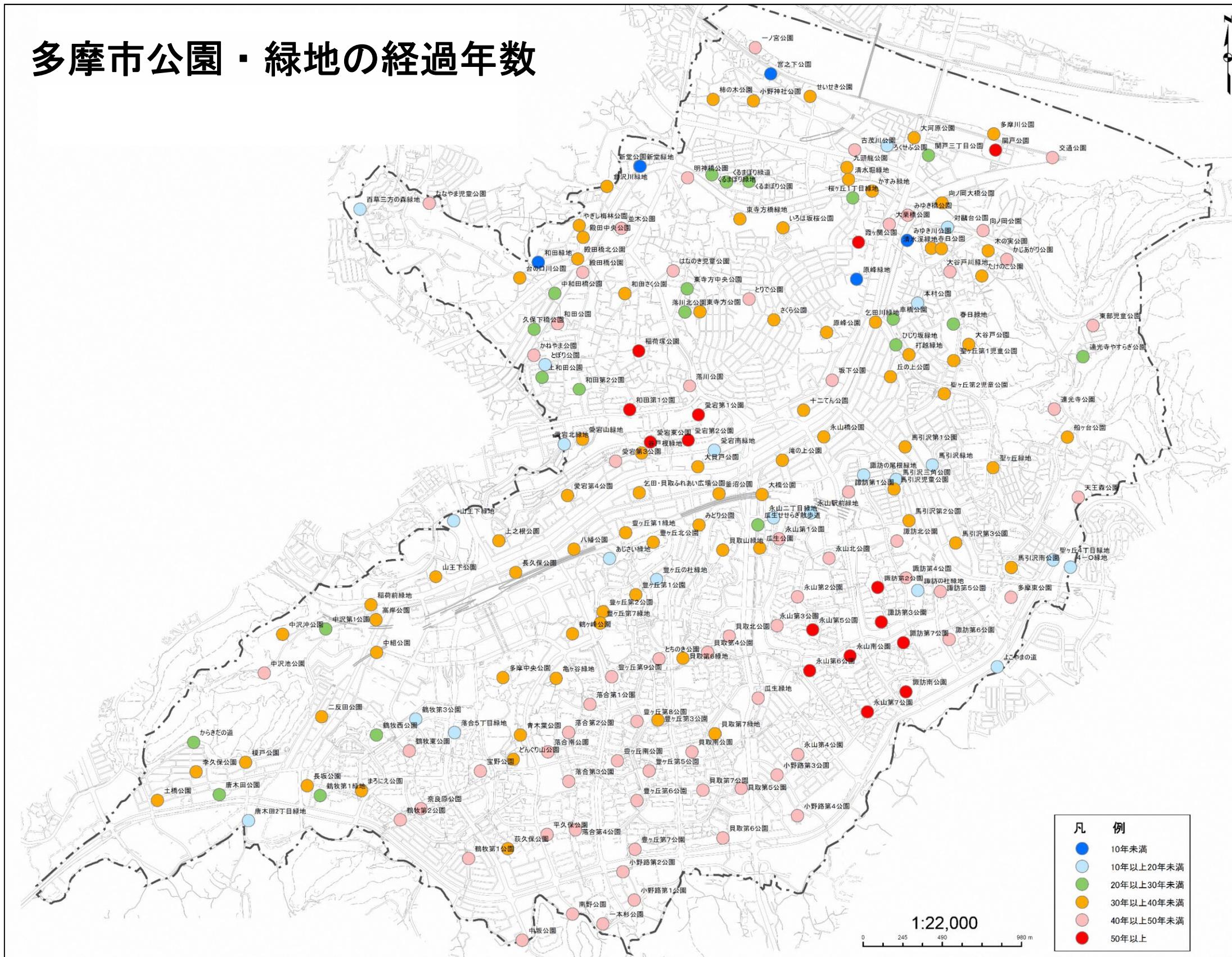


図 2-15 多摩市公園・緑地の経過年数

(4) 公園種別ごとの配置状況

多摩市が管理する公園は、街区公園が約6割を占めています。

種別ごとの総面積は、都市緑地、近隣公園、街区公園、総合公園、地区公園の順に広い状況です。

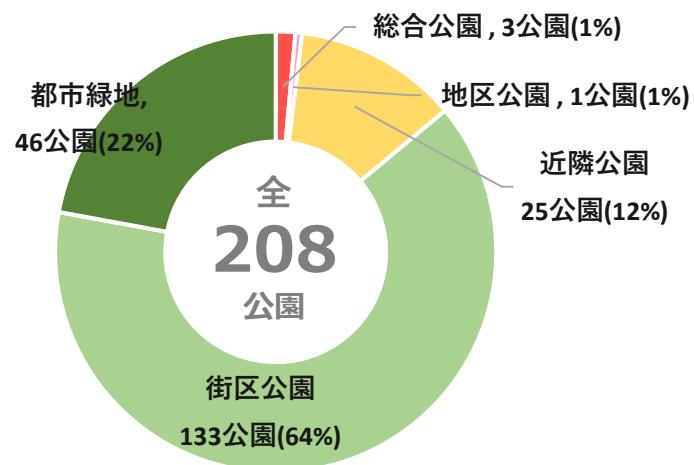


図 2-16 公園種別

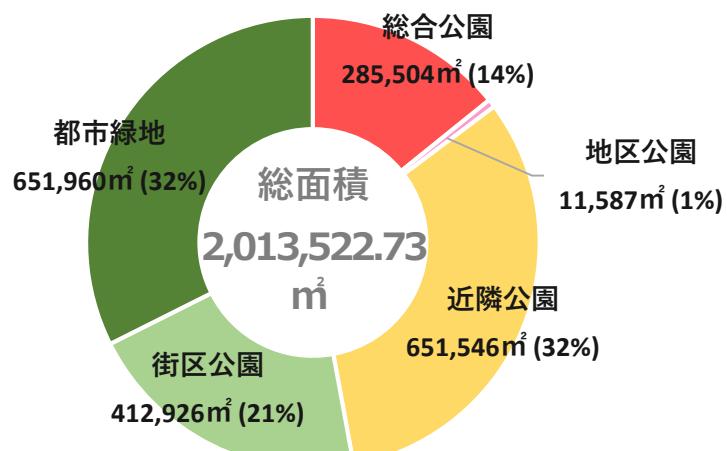


図 2-17 各公園種別における公園面積

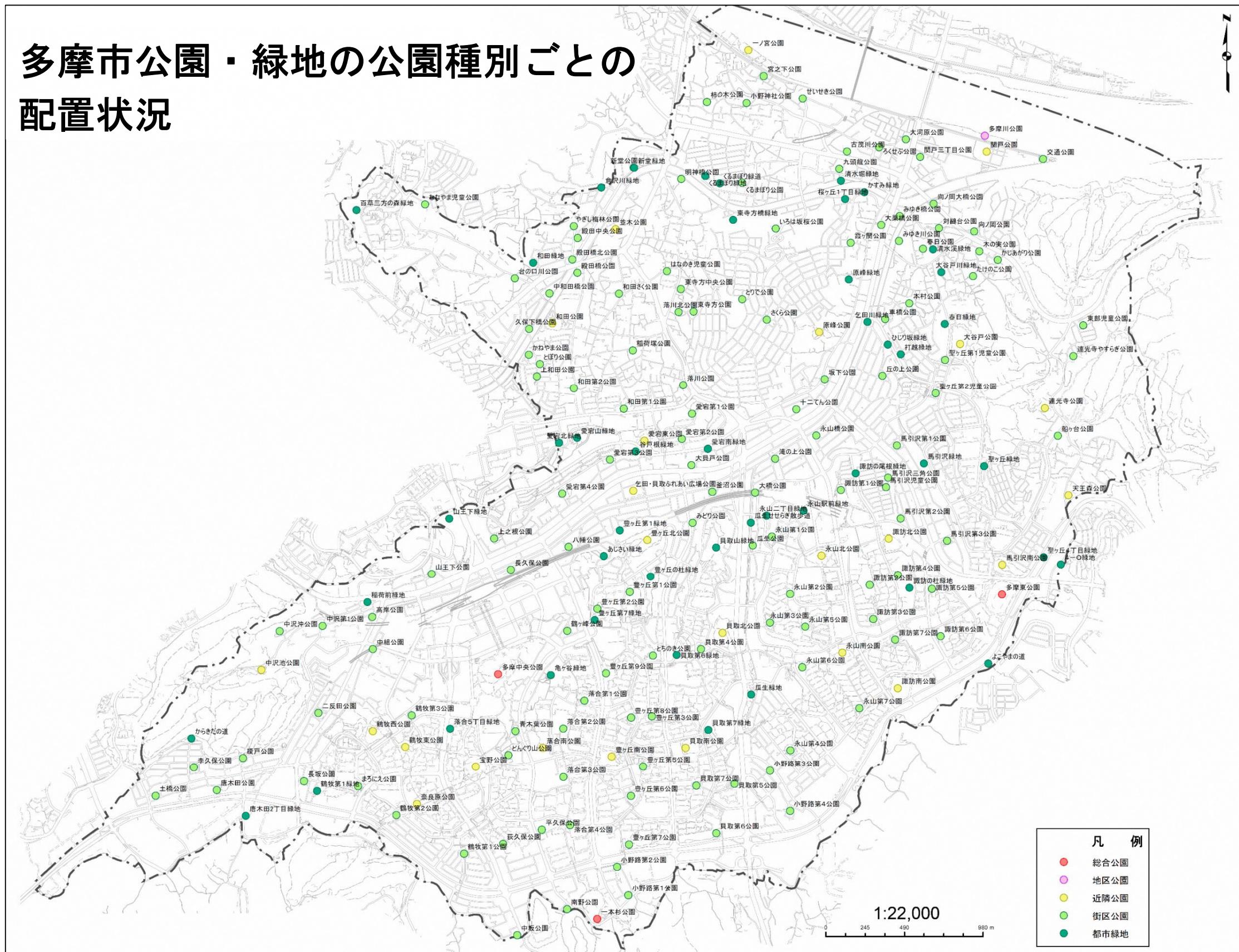


図 2-18 多摩市公園・緑地の公園種別ごとの配置状況

(5) 公園の面積規模

多摩市は、1,000 m²未満の小規模な公園・緑地は約2割と比較的少ないことが特徴です。広域的（50,000 m²以上）な公園・緑地としては、一本杉公園、多摩中央公園、多摩東公園、鶴牧西公園、貝取山緑地、からきだの道、馬引沢緑地、よこやまの道となっています。また、街区公園の規模は、都市計画運用方針では0.25 ha (2,500 m²)¹⁷と示されていますが、多摩市においては、500 m²未満～50,000 m²未満の範囲で存在していることが特徴です。

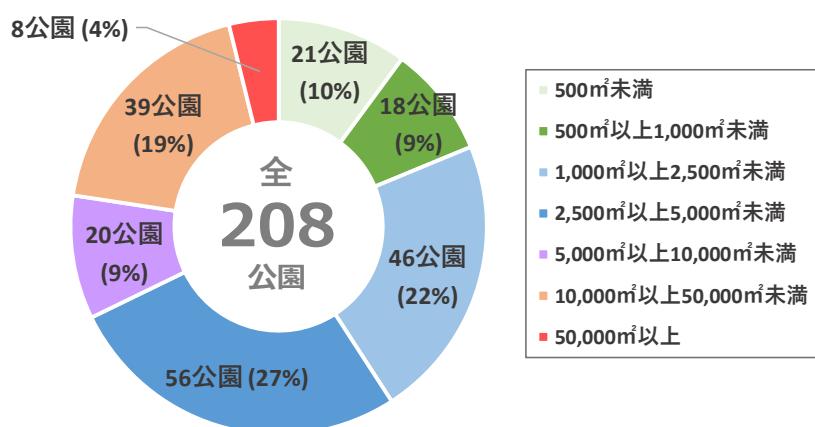


図 2-19 公園緑地面積規模

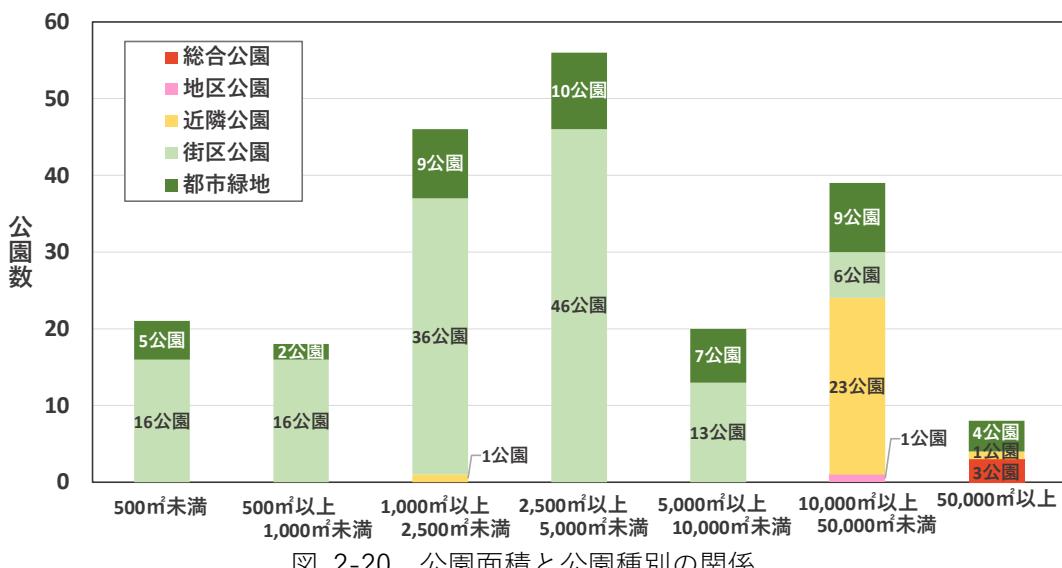


図 2-20 公園面積と公園種別の関係

¹⁷ 都市計画運用指針 第11版 令和3(2021)年11月 一部改訂

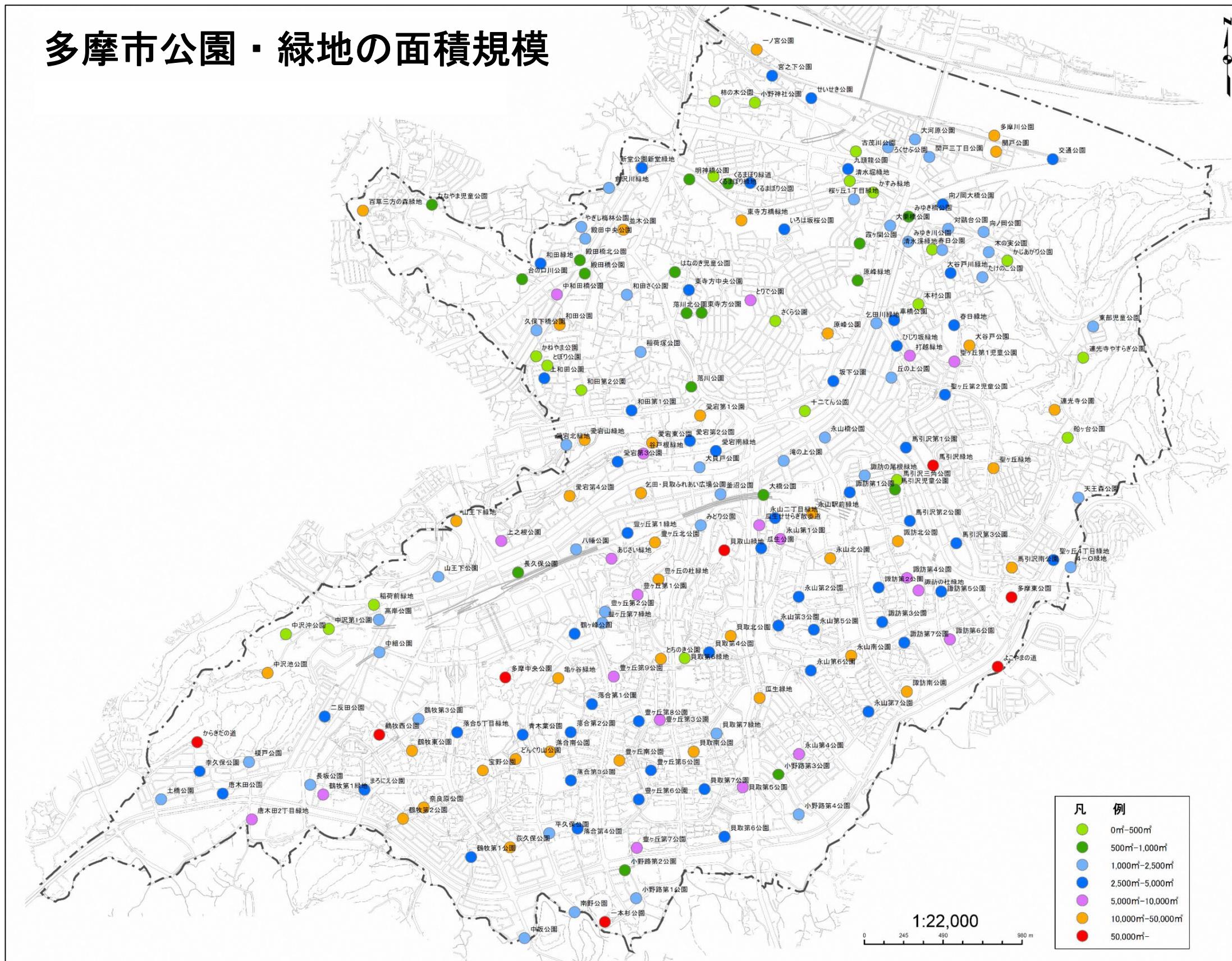


図 2-21 多摩市公園・緑地の面積規模

2-3-2. 公園申請による公園の利用状況

公園・緑地は、地域の団体など、様々な主体が利用できる場です。市民を中心となってい る公園利用に着目し、公園の利用状況を整理した結果、地域におけるお祭りや防災訓練等に 利用している公園が多い状況です。

表 2-5 公園申請による公園の利用状況

| 項目 | 利用内容 | 公園数※ (全208公園中) |
|---------------------|--|-------------------|
| グラウンドゴルフ ・ゲートボール | グラウンドゴルフ・ゲートボールが実施されている公園 | 16 |
| イベント(お祭り) | 多摩市(市民)主催のお祭りが実施されている公園 (どんど焼き、盆踊り等) | 40 |
| イベント(遠足) | 小学校や保育園等の子どもを対象とした遠足が実施され ている公園 | 18 |
| 校外学習 | 小学校等が校外学習として利用している公園 (社会科見学、自然観察、レクリエーション等) | 20 |
| 園外保育 | 親子でのイベントや遊びでの保育園利用がある公園 (園庭利用、親子イベント、運動会、遊び等) | 24 |
| 防災訓練 | 避難訓練を実施している公園 | 31 |
| 広域避難場所 ・救済活動 | 広域避難場所及び災害時の救済活動の拠点と指定されて いる公園 | 9 |

2-3-3. 公園の管理状況

多摩市の公園の管理は、市職員のみならず、民間事業者、ボランティア団体等、多様な主体と連携して行っています。

表 2-6 多摩市における公園維持管理体制

| 維持管理体制 | 主な管理内容 |
|--------|------------------------------|
| 維持管理業者 | 清掃・管理、草刈り管理、植込地管理、芝生地管理、植栽管理 |
| | 公園トイレ清掃、池・流れ清掃 |
| | 公園灯ESCO（エスコ）事業 |
| 指定管理者 | 多摩東公園の維持管理業務全般 |
| ボランティア | 公園清掃、公園内花壇管理 |
| | 緑地の保全 |

(1) 市職員による公園管理

市職員により、巡回（パトロール、調査、施設確認、清掃等）、施設の修繕、ごみ回収等の日常的な公園管理を実施しています。

(2) 委託による公園管理

公園・緑地の清掃や管理は管理規模を勘案し、市内を複数ブロックに区分けし業務委託により行っています。

(3) ボランティアによる公園管理

多摩市では、近隣住民や市民団体のグループ、大学、企業等に、公園の一定の区域について緑化や清掃美化活動をしていただくボランティア制度を活用しています。多摩市とボランティア団体が協働し、公園・緑地の管理を行っています。



図 2-22 ボランティア活動の様子（左：花壇管理・右：公園清掃）

(4) 指定管理者制度*の活用

多摩市は、平成18（2006）年度から公の施設に指定管理者制度を導入しており、多様化する住民ニーズへの迅速かつ効果的な対応等、多くのメリットを確認してきました¹⁸。

公園についても、適切な維持管理、施設の活性化、住民サービスの向上等を目指し、令和2（2020）年度より多摩東公園に指定管理者制度を導入しました。

令和7（2025）年には、改修後の多摩中央公園の管理運営にも指定管理者制度を導入し、誰もが楽しめる賑わいのある公園を目指していきます。

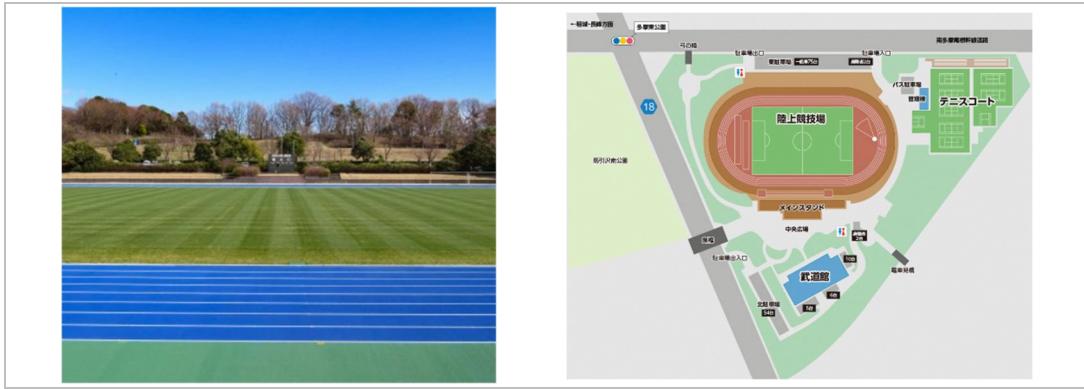


図 2-23 多摩東公園¹⁹

¹⁸ 多摩市指定管理者制度ガイドライン 令和3(2021)年7月策定

¹⁹ 「多摩市立総合体育館 多摩市立体育館施設」及び「多摩東公園 HP」より抜粋

(5) Park-PFI制度（公募設置管理制度）*の活用

多摩市では、公共施設の整備や更新にあたって、民間事業者のノウハウや資金を活用するため、PFI手法導入に関する手続きや考え方を整理した「多摩市版 PPP/PFI ガイドライン」を策定しています。

公園においては、Park-PFI制度を活用し、多摩中央公園の改修整備を進めています。



図 2-24 多摩中央公園²⁰



図 2-25 多摩中央公園（ケヤキハウス）

²⁰ 「多摩中央公園 HP」より抜粋

(6) ESCO（エスコ）事業*の活用

多摩市では、街路灯及び公園灯のLED化を推進するため、ESCO（エスコ）事業を平成29（2017）年度に導入しました。現在、多摩市で行っている街路灯・公園灯LED化事業では、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用し、街路灯（一部対象外）と公園灯を一括LED化することで莫大な初期投資を必要とせず、電気料金削減の利益分からLED化の経費を賄うことで取替工事を行い、その後の10年間の街路灯・公園灯維持管理を民間企業へ委託するものです。

LED化を行うことで、電気料金・維持管理費が取替前より大幅に削減し、その差額が多摩市の利益となります。また、環境面においても温室効果ガス（二酸化炭素など）排出量等を大幅に削減します。

(7) 公園への日常管理の状況

公園への日常管理の要望は、巡回や問合せをもとに、公園の日常管理データを作成し、管理を行っています。

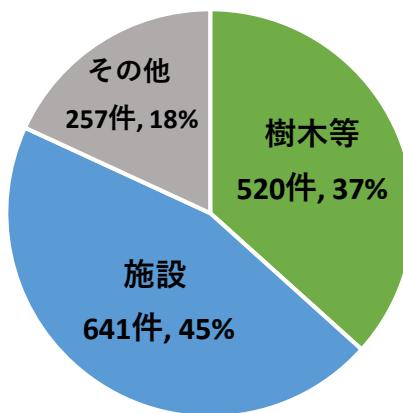


図 2-26 日常管理対応の内訳（令和4(2022)年5月～令和5(2023)年9月）

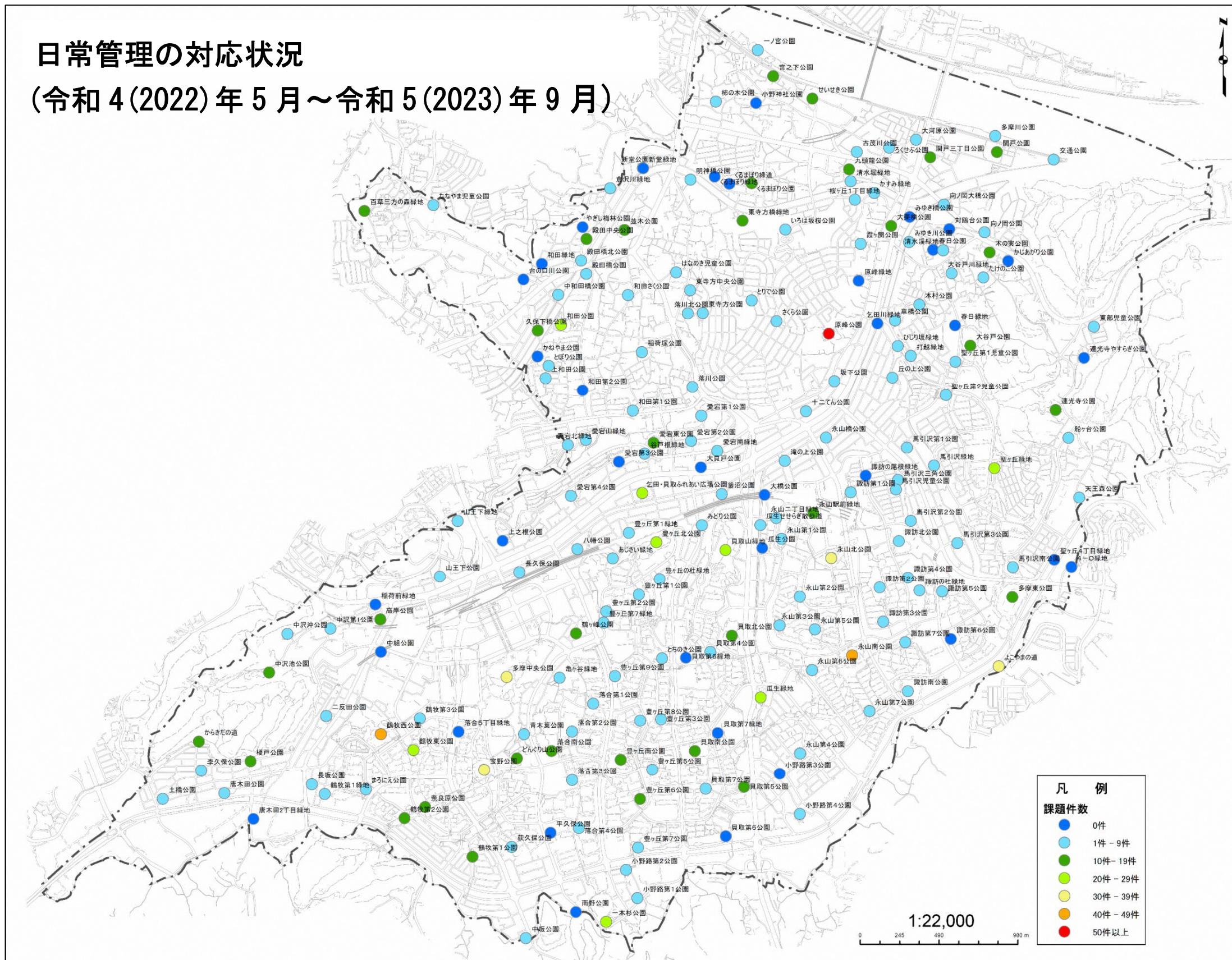


図 2-27 日常管理の対応状況(令和4(2022)年5月～令和5(2023)年9月)

2-4. 利用者ニーズの把握

本計画の策定にあたって、令和5（2023）年6月に実施した「市民アンケート」や、令和5（2023）年9月に実施した各地域開催の「ワークショップ」により、利用者ニーズの把握を行いました。

○令和5（2023）年6月 市民アンケート調査

公園の利用状況や課題に対するアンケート

（WEBアンケート、紙アンケートで実施）

○令和5（2023）年9月 ワークショップ 市内8地域×各1回

地域における公園の施設や公園のあり方等に関する意見交換会

計画に反映

- ・各公園の役割
- ・公園改修の優先順位 等

○令和6（2024）年1～2月 住民説明会の実施
パブリックコメントの実施

図 2-28 パークマネジメント計画*におけるこれまでの動き

2-4-1. 市民アンケート

(1) 調査概要

意見聴取の対象を「子ども」と「大人」に区分け、各年代に合わせてアンケートの設問内容を設定しています。

表 2-7 調査概要

| | |
|-----------|---|
| アンケート実施場所 | 多摩市全域 |
| アンケート期間 | 5月下旬～6月下旬 |
| アンケート回収方法 | ① 対象施設等における紙アンケート・WEBアンケート ② 登録制モニターWEBアンケート |
| 回答者数 | 1,821人（大人：998人、子ども：823人） |

<市民アンケート内容>

<公園の利用状況>

- ◆ 身近な公園を利用しているか
 - ✓ 利用している公園名
 - ✓ 公園までの交通手段
- ◆ 利用している公園の満足度
 - ✓ 不満足回答の理由
- ◆ ご家族以外にどなたが利用しているか
- ◆ 公園の利用目的
- ◆ あればいいなと思う施設
- ◆ 身近な利用しない公園
 - ✓ 公園名
 - ✓ 利用しない理由

<公園管理のあり方>

- ◆ 遊具を中心とする公園、緑地を中心とする公園等、公園ごとの役割（特性）をきめて維持管理をする
- ◆ 近くの公園に同じ施設がある場合は、市民が活用しやすい範囲で1つの公園に施設を集約する
- ◆ 市民が活用しやすい公園づくりを目指し、再編（統合・拡充など）をする
 - ✓ 公園が近くに複数ある場合
 - ✓ 老朽化した公園（施設）
 - ✓ 利用の少ない公園
 - ✓ 満足度の低い公園
 - ✓ 要望が多い公園
- ◆ 地域の特徴や利用する人のニーズに合わせて公園施設を配置する
- ◆ 身近な公園の清掃や除草等の維持管理に市民が関わる
- ◆ 市民が主体的に行う様々な活動を支える公園を整備する
- ◆ みどりを良好な状態に保つために樹木の更新（植え替えなど）を行う

(2) 集計結果（一部抜粋）

1) 公園の利用状況

市民アンケートの結果より、よく利用する公園の満足度は約8割であることが確認できました。また、公園の利用目的は、「遊具で遊ぶ」「親子で利用する」の回答が約5割でした。公園の利用頻度は、「ほぼ毎日」～「週に1～2回程度」の割合が約6割を占めており、日常的に公園を利用する市民が多いことが確認できました。

表 2-8 よく利用する公園の回答数ランキング

| 順位 | 公園名 |
|----|-------------|
| 1 | 多摩中央公園 |
| 2 | 乞田・貝取ふれあい公園 |
| 3 | 大谷戸公園 |
| 4 | 永山北公園 |
| 5 | 原峰公園 |

※上位5位

図 2-29 身近な公園を利用するか

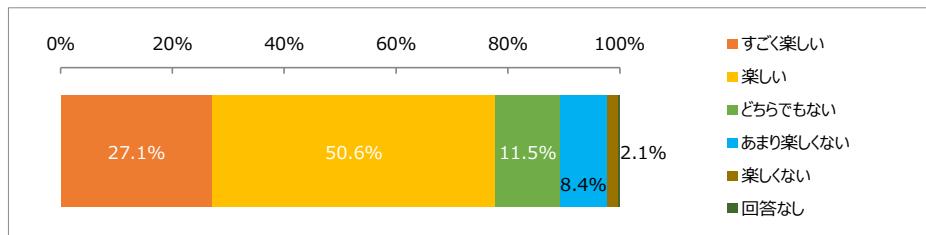


図 2-30 公園の満足度

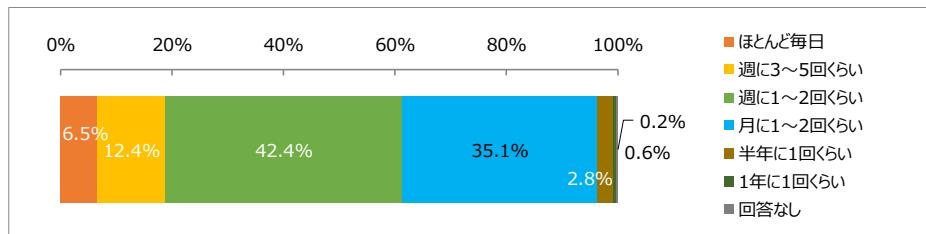


図 2-31 公園に行く頻度



図 2-32 公園の利用目的

2) 公園管理のあり方

公園管理のあり方に関しては、以下の項目について「実施すべき」「どちらかといえば実施すべき」との回答が多くを占める結果でした。

- ・公園の役割を決めて維持管理を実施する
- ・市民が活用しやすい公園づくりを目指し、再編（統合・拡充）をする
- ・地域の特徴や利用する人のニーズを合わせて公園施設を配置する
- ・身近な公園の清掃や除草等、維持管理に市民が関わる
- ・市民が主体的に行う様々な活動を支える公園を整備する
- ・みどりを良好な状態を保つために樹木の更新を行う

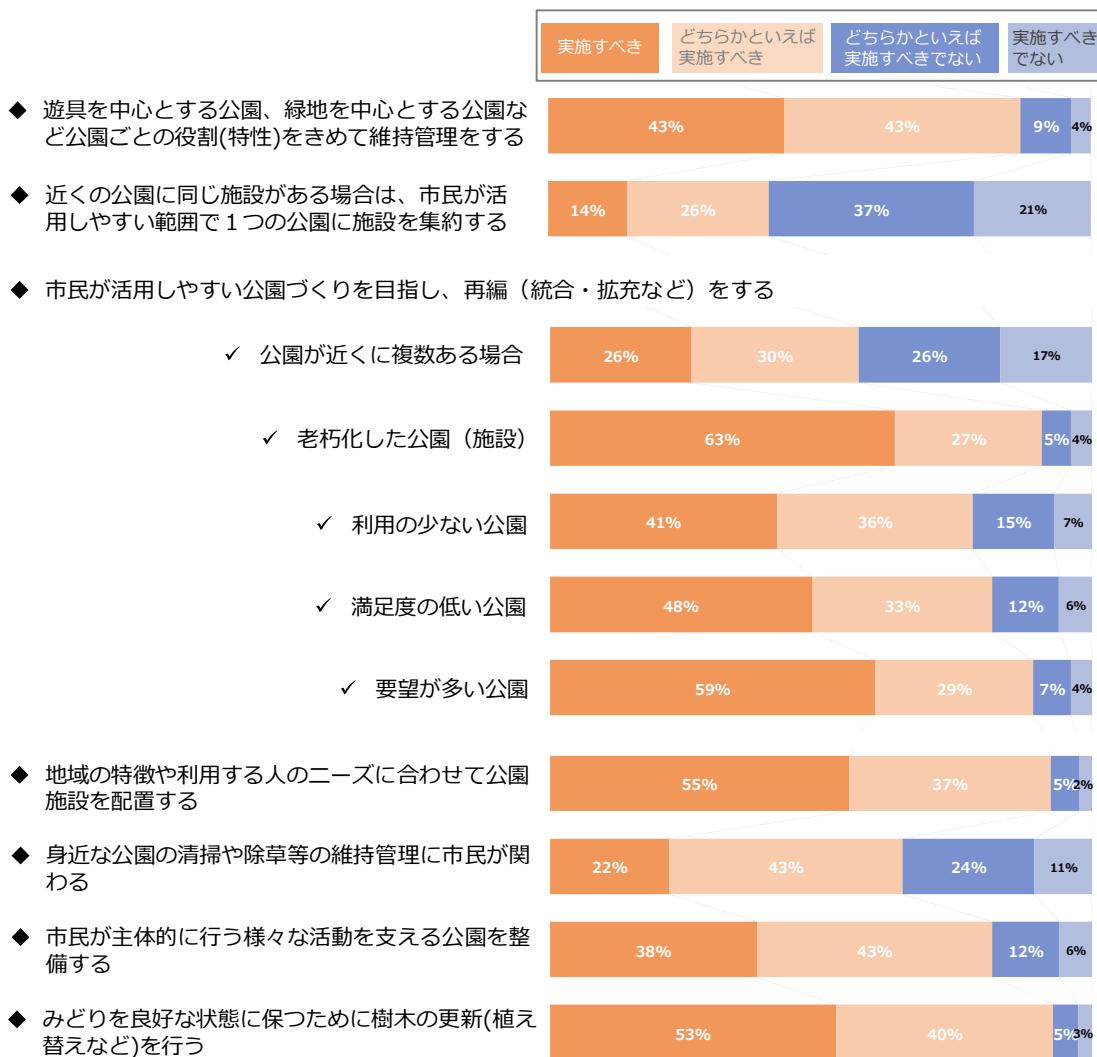


図 2-33 公園管理のあり方 集計結果

2-4-2. ワークショップ

(1) 調査概要

ワークショップでは、「地域にとって魅力のある公園の役割」「地域の公園の施設〔遊具、トイレ、休憩所等〕」「公園の樹木の維持管理」のテーマについて、各地域にて6回開催しました。

表 2-9 ワークショップ開催概要

| 回 | 対象地域 | 日時 | 場所 | 参加人数／グループ数 |
|---|--------|------------------------------|---------|---------------|
| 1 | 第1地域 | 令和5(2023)年9月26日(火) 18:00～ | 閑・一つむぎ館 | 7名／ 2グループ |
| 2 | 第2地域 | 令和5(2023)年9月26日(火) 14:00～ | ひじり館 | 14名／ 3グループ |
| 3 | 第4地域 | 令和5(2023)年9月23日(土) 10:30～ | 愛宕かえで館 | 3名／ 1グループ |
| 4 | 第5地域 | 令和5(2023)年10月1日(日) 10:00～ | 市役所 | 9名／ 2グループ |
| 5 | 第6地域 | 令和5(2023)年9月28日(木) 14:00～ | 貝取こぶし館 | 7名／ 2グループ |
| 6 | 第7・8地域 | 令和5(2023)年9月23日(土) 14:30～ | トムハウス | 7名／ 2グループ |

※第8地域のうち7地域について6回ワークショップを開催

※第3地域は参加者0名のため未開催

※第8地域の参加希望者が1名だったため、第7地域と第8地域は合同で開催



図 2-34 ワークショップの状況



図 2-35 ワークショップ開催箇所

(2) ワークショップ結果（一部抜粋）

ワークショップにて、各地域から多摩市公園や緑地に対する様々なご意見をいただきました。

表 2-10 ワークショップグループごとの意見抜粋（1/3）

| 開催地域 | グループ意見（発表内容） |
|-----------------|---|
| 第1地域 (2グループ) | <p><A></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小さい公園が多いが、エリア的に全体数は少ない。公園を集約するよりも公園を一体的に活用していくことが望ましいと考える。例えば、小さい公園をつないでいくイメージである。 ● 公園間をつなぐ遊歩道などを設置し、散歩で利用する高齢者から、遊具で遊ぶ子どもたち等、多世代間で交流できるつくりになると面白いと考える。 <p></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宮之下公園やせいせき公園が新しく、河川敷の公園がスポーツ型の施設があり、子どもの利用が多い。遊び型の公園が分散できるとよい。 ● 柿の木公園など現在利用が少ない公園については、実態調査を実施し、お年寄りが利用できる公園をつくる考え方方が挙げられる。 ● トイレの整備については、コンビニなど周辺近くの活用も踏まえ整備していくべきである。 ● 公園樹木の維持管理については、ボランティアだけでなく、ワークショップ型にしてみんなで考えながら、人材育成も含めた視点で行うことが必要である。 |
| 第2地域 (3グループ) | <p><A></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全体的に樹木が高木化*し、繁ってきて枯死している。通学路や道路に絡んでいるような枯死木は優先順位を決めて早めの対策、又は伐採する必要がある。 ● お年寄りが遊べるようなグラウンドゴルフができる場所など、利用実態を多様化していく必要がある。 ● トイレに関しては、利用実態をよく見て考えるべきである。 <p></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遊歩道などでつながっている公園は良いと考える。遊歩道で多世代間でつながりもできるため、大事にしていくべきである。 ● これからの中高齢者の健康維持のために、グラウンドゴルフを利用できる空間や健康を考慮した遊具の配置が必要である。 ● 若者自身がどう利用したいかが考慮された公園づくりが必要である。 <p><C></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 花火ができる公園や、火を使える公園（例えばバーベキュー）があるとよい。 ● 樹木の維持管理については、日差しや景観面に考慮して実施すべきである。 ● 防犯面について、歩道が鬱蒼として、痴漢注意の看板があるような場所は、樹木を切った方がよい。 ● ボランティアの方が清掃、花壇の管理をしている公園はとてもきれいで、歩いていても気持ちがよいという意見があるので、全ての公園に管理してくれるボランティアの方がいるとより良くなるだろう。これは多摩市だけではなく、市民の協力が不可欠である。 |

表 2-11 ワークショップグループごとの意見抜粋（2/3）

| 開催地域 | グループ意見（発表内容） |
|-----------------|--|
| 第4地域 (1グループ) | <ul style="list-style-type: none"> 公園樹木の維持管理について、地域で管理することや、割り振りを考えて行うとよい。また、花壇もあった方がいいため、地域で管理していくとよい。 和田第1公園は健康器具の設置や、健康教室を行ってほしい。 トイレはタクシーの運転手が利用しているところや地域の老人会で利用しているところがある。 |
| 第5地域 (2グループ) | <p><A></p> <ul style="list-style-type: none"> 使われていない公園は整備するべきである。 公園機能の検討に関しては、世代を考慮して役割を判断するのがよいのではないか。 欲しい施設に関しては、バーベキュー施設などがよい。子どもたちはサッカーなどのスポーツをやっており、必ずしも遊具は必要なく、広いスペースなどがよいのではないか。 防災に関しては、かまどベンチが絶対的に不足している。 樹木に関しては、全体的に大木化*が進んでおり、樹高を抑えることや伐採などが必要である。 <p></p> <ul style="list-style-type: none"> 再整備されている近隣公園の利用者が多い。 瓜生緑地で、「池が機能していない」「樹木が成長し、薄暗い」という問題がある。池を再整備することも考えられるが、財政的に難しいのであれば、広場化することで、利用用途を広げることができるのでないか。 トイレに関して集約した方がよいが、近隣住民に意見を聞いて、必要性を確認するべきである。 植栽に関して、樹木が道路側に出て救急車が通れないという状況も発生しているので剪定を行っていく必要がある。剪定する場所については、地域特性を踏まえる必要がある。 |
| 第6地域 (2グループ) | <p><A></p> <ul style="list-style-type: none"> 第6地域の公園の利用状況として、主に高齢者のラジオ体操や散歩で使われている。 小学校の生徒が、遊具などを利用している公園が把握できた一方で、遊具を使って遊んでいるのではなく、お菓子を食べる場所として利用されている公園もある。 再編に関しては、トイレを1つのベンチマークに散歩している方がおり、散歩ルートなどを考慮した再編が求められる。 木に関しては、鬱蒼としている公園が多いため、道路側に低木を植えて見通しをよくすることで、防犯面が向上するのではないか。 <p></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の利用状況としては、ウォーキングやランニング、緑が多い公園ではバードウォッチング、また池で憩いをとっている。 公園によっては、遊具とバスケットゴール等のスポーツ施設が混在しているところもある。遊具で遊ぶ子どもには危ないと思うので、公園は機能を分けた方がよい。 樹木の配置は、大きい公園と小さい公園で変えた方がよく、大きい公園の大きい木はシンボルツリーとして残したほうがよい。維持管理をしている市民の方は高齢化しているため、次の世代につないでいく仕組みづくりが大切である。 |

表 2-12 ワークショップグループごとの意見抜粋（3/3）

| 開催地域 | グループ意見（発表内容） |
|-------------------|---|
| 第7・8地域 (2グループ) | <p><A></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの利用が多いため、遊具は積極的に設置するべきである。その他は実際にアンケートで出てきた意見を参考に、うまく遊び方などを分けて利用する方がよい。 今後改修する際には、利用しやすいポイントを考えるとよい。例えば日陰を探して利用する人が多いため、ベンチを設置する際には日陰を意識した整備をして欲しい。 トイレはなるべくあった方がよい。トイレを集約する際には、近隣公園のトイレを案内板で案内するなど、ソフト面でのカバーも必要である。 高齢化してきているが、子どももいるので、将来的なことも考えて整備をしてほしい。 <p></p> <ul style="list-style-type: none"> 宝野公園周辺や富士見通のサクラは今後も維持していきたい場所である。 全体的にベンチなど座るものがあると、ちょっとした時に休めるのでよい。 いくつかのトイレに防犯上不安を覚えることもある。トイレがあるからそこを防災利用しようという意見も出た。今使いにくいからではなく、将来的な使い道も考えてトイレが不要かどうか考えるべきである。 緑については、大木化しているという現状を踏まえて、きちんと更新して維持管理できるようにしたい。樹木を更新するにあたってクラウドファンディングを活用するとよい。 |

2-4-3. ヒアリング

特別支援学校の先生方やスタッフの皆さまから「生徒と公園の関わり方」に対するご意見を聴取することを目的として、アンケート形式のヒアリングを実施しました。

(1) ヒアリング対象

- 特別支援学校職員

(2) 回答結果

表 2-13 ヒアリング回答結果

| 設問内容 | 回答 |
|----------------|--|
| 生徒と利用する多摩市内の公園 | ・都立桜ヶ丘公園 |
| 利用手段・頻度 | ・徒歩で週に1～2回程度 |
| 利用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・先生と一緒に遊ぶ ・特別支援学校の授業の一環で利用 ・近隣の小学校と交流教育で利用 ・子ども、生徒同士で散策等を行う（教員付き添い） |
| 公園の利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・遊具以外の広場などで遊ぶ ・花や緑などの自然を楽しむ ・散歩・健康づくり ・休憩・ゆっくり過ごす |
| 必要な設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ*遊具 ・クライミング遊具 ・すべり台 ・日よけやベンチ ・トイレ（多目的トイレ） |
| 利用する上での懸念事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・階段や凸凹箇所で車いすが転倒しやすい ・多目的トイレが多いと、介助がしやすい ・介助用の簡易的なベッドがあるとよい ・障がいのある生徒への地域の理解 |
| インクルーシブ遊具の必要可否 | ・必要 |
| 魅力を感じる公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・遊具の充実 ・四季折々の自然 ・広さ |
| 公園の維持管理への参加 | ・地域貢献にもつながることから、花壇の手入れ、草むしり等に参加させたい |

(3) ヒアリング結果まとめ

インクルーシブ遊具についての考え方

インクルーシブ遊具は必要である。インクルーシブ遊具の充実を図ることで、障がいの有無に関わらず楽しく遊べる空間を作り出すことができる。

障がいを持つ子どもたちが利用しやすい、利用したい公園施設

遊具のみならず、介助用の簡易的なベッドがある介助しやすい多目的トイレの整備や日よけやベンチの整備も必要である。また、車いす利用者への配慮も必要である。

障がいを持つ子どもたちの公園の使い方

特別支援学校の授業の一環で利用しており、先生と一緒に遊ぶことが多い。先生付き添いのもと、児童・生徒同士で花や緑等の自然を楽しむ散策などを行うこともある。また、近隣の小学校と交流教育で利用している。維持管理への参加にも積極的である。

2-5. 公園の管理運営に係る課題

2-5-1. 公園施設の適切な管理

社会・経済状況や、多摩市の公園を取り巻く環境の変化等を背景に、公園の管理や運営に関する課題は多様化・複雑化しています。

(1) 施設の老朽化に対する課題

多摩市では、開設から30年以上経過した公園が約8割を占めており、10年後には約9割を占める見込みです。一部の公園や施設は改修・更新を行っているものの、老朽化している公園施設が顕在化しており、今後、大規模な更新、維持管理費用が必要となっていきます。また、子どもが使用することを前提とした公園が多く、時代の背景や求められている公園機能に対して対応できていない状況です。そのため、公園に求められている効果を得るために改修整備を行う必要があります。

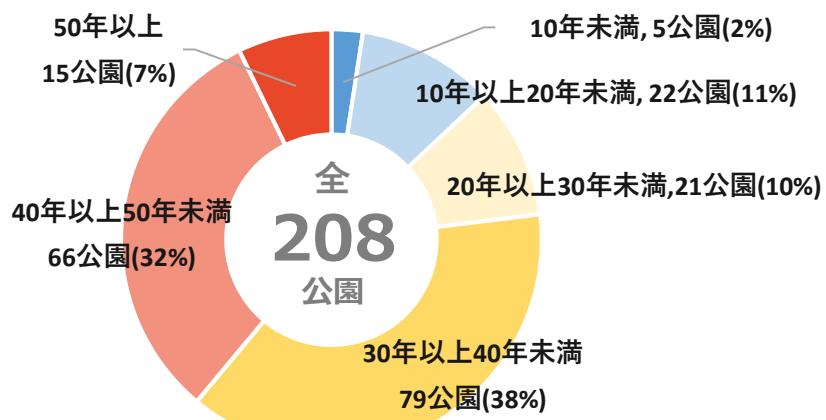


図 2-36 公園の経過年数

(2) 樹木の経年成長に対する課題

公園・緑地の樹木などは景観形成、緑陰の提供、大気浄化や生物多様性の保全等、多面的な機能を有しております、快適な生活空間の形成において重要な役割を担っています。そのため、公園・緑地の樹木の持つ機能を継続的に発揮できるように定期的な点検と管理に努めてきました。

しかし、公園・緑地の多くの面積を樹木・樹林が占め、施設と同様に、開園後30年以上を経過し適切な維持管理が今以上に必要であるものの、樹木が多く全てに対応できていない状況です。その結果、開園当時に植栽された樹木は、経年成長に伴い大木化・老木化*が進行し、病害虫の被害の拡大や見通しの悪化、倒木リスクの増大や枝葉による視界の遮断といった安全上の課題、景観の低下や隣接地への越境等の増加といった課題が発生しています。

こうした課題に対応するため、伐採や剪定等の管理を実施してきましたが、管理にかかる費用も増大してきています。景観形成や安全性の確保、大気浄化、生物多様性の確保等の機能を発揮するため、適正な樹木配置や管理を行い、量から質への転換を図る必要があります。

表 2-14 公園樹木に関する課題

| 分類 | 課題の状況 |
|-------------|--|
| 樹木の生育に関する課題 | 老木化に伴う衰退 ナラ枯れやマツ枯れ等の病害虫の発生による枯死・衰退 植栽基盤の固結や透水性の低下による衰退 植栽枠の容量を超える根の肥大成長 枝葉の民地への越境 落葉・落枝・落果の発生 |
| 安全上の課題 | 枝葉による視界の遮断 枝葉による街灯や案内板等の被覆 衰退木*からの落枝や倒木リスクの増大 樹形（バランス）の崩れに伴う倒木リスクの増大 根上がりによる縁石や舗装の持ち上げ |
| 景観上の課題 | 樹形の崩れ（樹種本来の樹形と乖離した樹形）による景観の低下 並木景観の低下 |

2-5-2. 多様な主体との連携による公園の管理運営

より効果的・効率的な公園管理運営や、市や公園の魅力向上には、市民や市民団体、民間事業者等の多様な主体との連携が必要です。

(1) 市民協働による公園の管理

多摩市では、多様なボランティア団体などとの連携による公園の管理を行っていますが、ボランティアの高齢化や会員数の減少等、公園の管理に関わる市民が減少傾向にあり、今後の活動が難しくなっている課題があります。

一方で、市民アンケートの「公園管理のあり方」に関する設問で、「身近な公園の清掃や除草作業の維持管理に市民が関わる」と答えた方が、約6割です。このことから、市民が公園の維持管理活動に参加しやすい体制の構築が求められます。そのため、現況のボランティアの役割や支援体制の見直し、団体間のコミュニティの場の形成など、みどりのルネッサンスの考え方なども取り込みながら、新たな関わる仕組みづくりなどを検討していく必要があります。

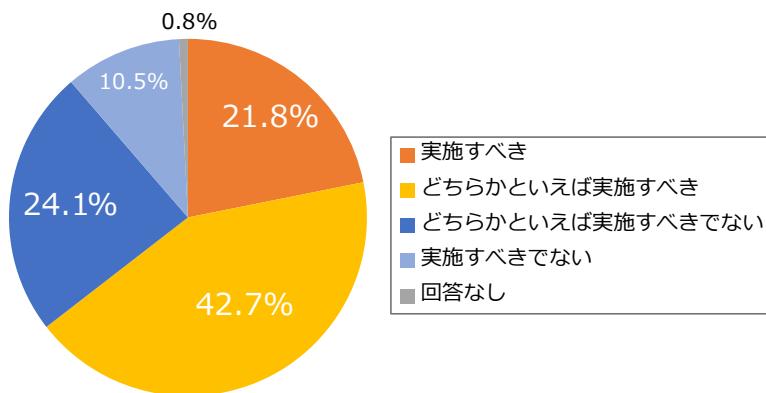


図 2-37 身近な公園の清掃や除草作業等の維持管理に市民が関わる(市民アンケート結果)

(2) 民間事業者への委託・PPP/PFI制度による公園の管理運営

多摩市では、市域をブロックに分けたうえで複数年単位による民間事業者への委託により公園管理を行っています。これにより過去の経緯を踏まえた対応や数年を見通した対応が可能となっています。今後、更に効果的・効率的な管理運営を行っていくためには、民間事業者の活力やアイデア、ノウハウの発揮が不可欠であり、現在は多摩東公園と多摩中央公園にのみ導入している指定管理者制度や Park-PFI 制度の拡大を含め、公民連携の推進を図る必要があります。

2-5-3. 公園の利活用の促進

多摩市では、現状公園での営利目的使用や火気使用については原則許可していませんが、公園でのキッチンカーやバーベキューなどの利用ニーズもあることから、今後、条例などを見直し、幅広い利用ができる環境を整える必要があります。

3章

パークマネジメント計画の概要

3-1. パークマネジメント計画とは

パークマネジメント計画とは、多摩市の公園・緑地全体に関する計画であり、公園のあり方や効果的な公園管理運営手法、施設や樹木の維持管理方針を定め、限られた財源の中で効果的な公園管理を行っていく計画です。

多摩市ではこれまで、「愛でるみどりから関わるみどり」をコンセプトとした「多摩市みどりのルネッサンス」の考え方に基づき、市民に地域のみどりと継続的に関わってもらい市民の財産として有効に活用していく取り組みを行ってきました。

第3次みどりと環境基本計画の策定に合わせて、これまでの取り組み状況の振り返り及び課題の整理を行い、みどりのルネッサンスの考え方や要素についても、みどりと環境基本計画に包含しました。パークマネジメント計画はみどりと環境基本計画の下位計画として、みどりのルネッサンスの考え方を継承しながら公園・緑地における具体的な取り組みを定めます。

3-1-1. 計画策定の目的

公園に求められる姿として、「社会の成熟化」「市民の価値観の多様化」「都市インフラの一定の整備」等が挙げられます。また、公園に求められるニーズの多様化に対応する必要があることから、ストック効果を高め、公園をより柔軟に使いこなす必要性があります。また、公園管理の現状・課題として、限られた財源の中、安全管理に追われ良くしていくための取り組みが十分に出来ていない状況であるため、社会が求めるニーズに対応するためには持続可能な管理運営の仕組みづくりが必要です。

以上を踏まえ、公園のあり方や効果的な公園管理運営手法、施設や樹木の適正な維持管理方針等を定め、公園が地域の魅力となるとともに、周辺地域の価値を高めることを目指します。

3-1-2. 計画の位置付け

本計画は、「第六次多摩市総合計画」や「第3次多摩市みどりと環境基本計画」などの下位計画に位置付けられ、公園の管理運営手法や樹木管理、施設の改修、更新等の具体的な取り組みを定めるものです。

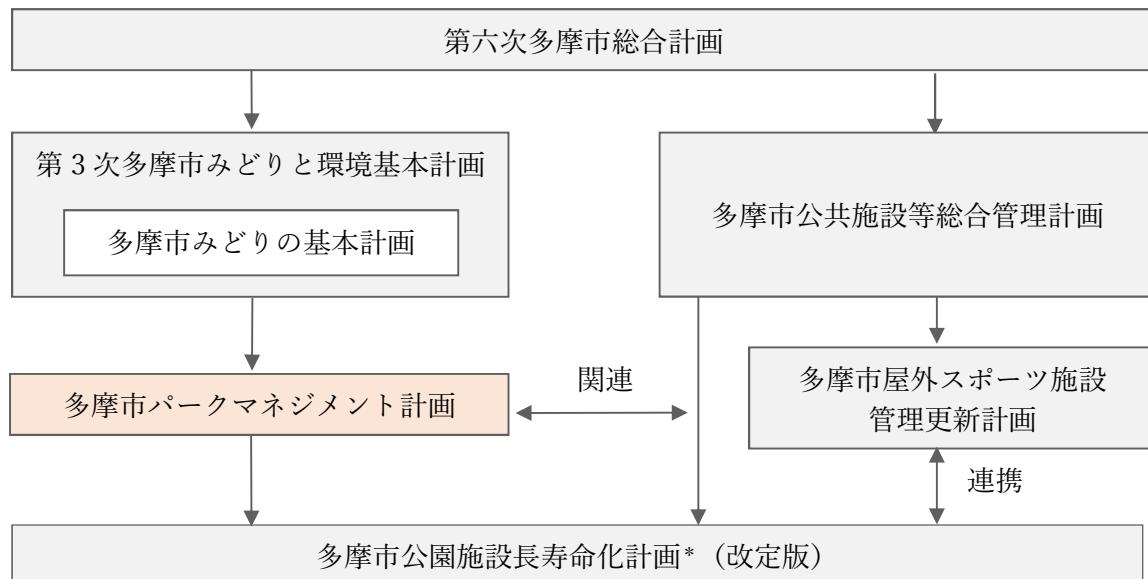


図 3-1 各計画の位置付け

3-1-3. 計画の対象と期間

本計画の対象箇所を以下に示します（令和5（2023）年4月時点）。

計画期間は、令和6（2024）年度～令和15（2033）年度の10年間です。

表 3-1 対象公園

| 種類 | | 種別 | 箇所数 | 面積 (m ²) |
|------|-------|------|-----|----------------------|
| 都市公園 | 住区基幹 | 街区公園 | 133 | 412,925.63 |
| | | 近隣公園 | 25 | 651,545.93 |
| | | 地区公園 | 1 | 11,586.69 |
| | 都市基幹 | 総合公園 | 3 | 285,504.01 |
| | 緩衝緑地等 | 都市緑地 | 46 | 651,960.47 |
| 計 | | | 208 | 2,013,522.73 |



図 3-2 対象公園

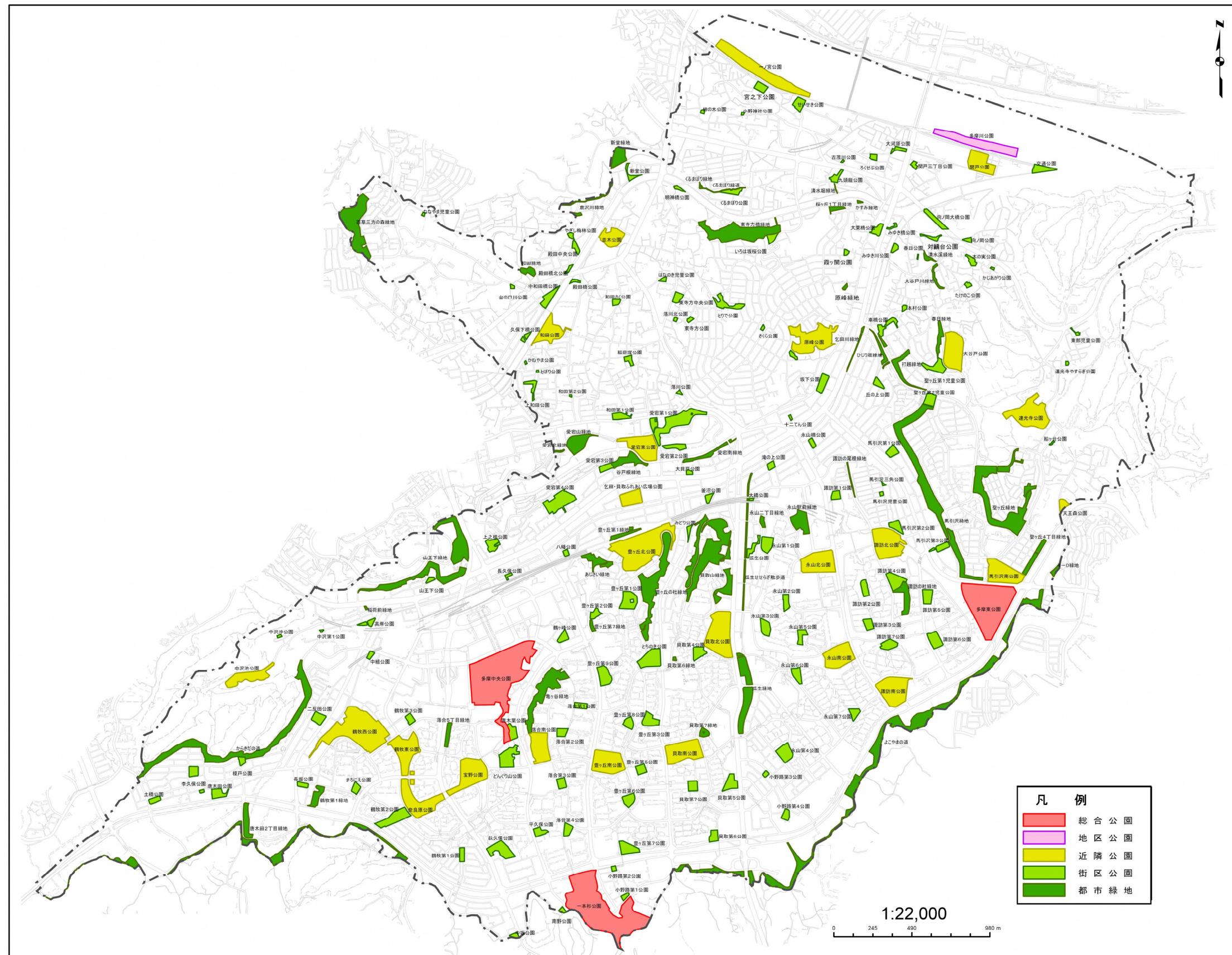


図 3-3 多摩市公園・緑地配置図